Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	文化財行政の抱える問題 : 島根県佐陀神能の事例から
Sub Title	Problems of cultural property administration : case of Sada Shin Noh, sacred dancing at Sada shrine, Shimane
Author	川野, 裕一朗(Kawano, Yuichiro)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	2014
Jtitle	慶応義塾大学大学院社会学研究科紀要:社会学心理学教育学:
	人間と社会の探究 (Studies in sociology, psychology and education : inquiries into
	humans and societies). No.77 (2014.) ,p.127- 158
JaLC DOI	
Abstract	Analyzing the establishment of the UNESCO Intangible Cultural Heritage Convention and the Act on Protection of Cultural Properties, this paper examines a conflict between cultural property administration and folk performance stakeholders when folk performance is designated as a cultural property. I consider an example that is designated as an Important Intangible Folk Cultural Property in 1976 and listed on the UNESCO Intangible Cultural Heritage Representative List in 2011. I analyze stakeholders' feelings about Sada Shin Noh being listed on the Representative List and about "folk performance's degeneration" through the establishment of the UNESCO Intangible Cultural Heritage Convention and the Act on Protection of Cultural Properties. I consider the reasons for folk performance's degeneration as structural problems rooted in cultural property administration. I analyze the establishment process focusing on two political measures surrounding folk performance: the UNESCO Intangible Cultural Heritage Convention enacted in 2003 and the Act on Protection of Cultural Properties enacted in 1950 and amended in 1975. Furthermore, I discuss the amendment of the Act on Protection of Cultural Properties of 1975, which affected the establishment of the UNESCO Intangible Cultural Heritage Convention, as a cause of the problems surrounding folk performance. The history of the revision of the Act on Protection of Cultural Properties can be defined as the history of seeking folk performance's position in "intangible folklore" and "intangible cultural heritage." Herein, folk performance is at the mercy of political movements such as the Association of Shinto Shrine.
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00069 57X-00000077-0127

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

文化財行政の抱える問題

一島根県佐陀神能の事例から

Problems of cultural property administration:

Case of Sada Shin Noh, sacred dancing at Sada shrine, Shimane

川野裕一朗* Yuichiro Kawano

Analyzing the establishment of the UNESCO Intangible Cultural Heritage Convention and the Act on Protection of Cultural Properties, this paper examines a conflict between cultural property administration and folk performance stakeholders when folk performance is designated as a cultural property. I consider an example that is designated as an Important Intangible Folk Cultural Property in 1976 and listed on the UNESCO Intangible Cultural Heritage Representative List in 2011.

I analyze stakeholders' feelings about Sada Shin Noh being listed on the Representative List and about "folk performance's degeneration" through the establishment of the UNESCO Intangible Cultural Heritage Convention and the Act on Protection of Cultural Properties. I consider the reasons for folk performance's degeneration as structural problems rooted in cultural property administration.

I analyze the establishment process focusing on two political measures surrounding folk performance: the UNESCO Intangible Cultural Heritage Convention enacted in 2003 and the Act on Protection of Cultural Properties enacted in 1950 and amended in 1975. Furthermore, I discuss the amendment of the Act on Protection of Cultural Properties of 1975, which affected the establishment of the UNESCO Intangible Cultural Heritage Convention, as a cause of the problems surrounding folk performance.

The history of the revision of the Act on Protection of Cultural Properties can be defined as the history of seeking folk performance's position in "intangible folklore" and "intangible cultural heritage." Herein, folk performance is at the mercy of political movements such as the Association of Shinto Shrine.

Key words: Act on Protection of Cultural Properties, UNESCO Intangible Cultural Heritage, Folk performance, Transmission, Intangible cultural heritage キーワード:文化財保護法、ユネスコ無形文化遺産、民俗芸能、伝承、無形文化財

^{*} 慶應義塾大学大学院社会学研究科単位満了後退学

はじめに

本研究は、民俗芸能に関わる文化財行政として昭和25(1950)年制定の文化財保護法と平成15(2003)年制定のユネスコ無形文化遺産保護条約の成立過程を分析し、民俗芸能が文化財として指定される事で生じた文化財行政と民俗芸能関係者の葛藤について考察するものである。事例として昭和51(1976)年に国の重要無形民俗文化財に指定され、平成23(2011)年にユネスコ無形文化遺産代表一覧表に記載された島根県松江市の佐陀神能を取り上げる。

文化財行政における民俗芸能の諸相に関して、日本民俗学や民俗芸能研究の領域において盛んな議論 がなされてきた。民俗芸能が文化財に指定される諸相以外にも、平成4(1992)年制定の「地域伝統芸能 等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律 | いわゆる「おまつり法 | の制定に伴う民俗芸能の変化に関する研究「橋本1996]や、文化財保護法自体の成立過程を問う研究 [才津1996, 1997], 近年では「おまつり法」制定後,「伝統文化」「ふるさと文化」の名の下, 地域資源 として活用される民俗文化財の諸相や、平成15(2003)年制定のユネスコ無形文化遺産保護条約の成立 過程を問う研究「岩本編2007, 2013」も現れつつある。また東京文化財研究所無形文化遺産部編集によ る『無形文化遺産研究報告』誌上や同研究所の研究協議会による報告書には、無形文化財、無形民俗文 化財の伝承や保護、活用、文化財行政の展開に関して幅広いテーマで議論がなされている。しかし先行 研究の多くが、文化財行政の制度上の課題を言及するにとどまり、また指定に伴う民俗芸能の変化、変 容に関する報告も、文化財行政による指定が民俗芸能にもたらした影響を追求するに留まっている。例 えば「おまつり法」の制定に伴う観光利用などの側面から、民俗芸能に「変えてはいけないもの」を想 定し、本質主義的視点から制度批判をするもの「民俗芸能学会編集委員会編1993」や、その本質主義 的態度を民俗芸能研究自体に埋め込まれた問題点として批判的に再検討する研究「民俗芸能研究の会/ 第一民俗芸能学会1993〕である。しかし論じられているこの変化、変質を、「民俗芸能が指定された」。 あるいは「観光用の舞台に上げられた」という民俗芸能を取り巻く「事件」の結果として論じている限 り、その変化、変質の是非を問う水掛け論に終始してしまうのではないか。この変化、変質とされる事 態そのものを生み出している原因、具体的には、文化財保護法を始めとする文化財行政が抱えている問 題点を再検討する事が求められている。

本稿は上記の研究成果を踏まえ、文化財保護法とユネスコ無形文化遺産保護条約の成立過程を追求すると共に、佐陀神能関係者が、ユネスコ無形文化遺産代表一覧表への記載をどのように捉えているのか、また彼らが感じている変化に対する危惧について分析する。彼らの危惧する変化はなぜ生じるのか、文化財行政が抱える構造的な問題として考察する。

1. 文化財保護法

1.1 文化財保護法

文化財保護法の歴史的展開に関しては、才津祐美子 (1996, 199)、菊地暁 (2001)、俵木 悟 (2003, 2013)、大島暁雄 (2007)、中村淳 (2013) の詳細な報告があり、特に才津の研究は文化財保護制度の制定に、「地域文化」を「国民文化」へ読み替えるというレトリックが存在し、国家により「地域文化」が「国民文化」へ再編されるという動きを明らかにした。

昭和25(1950)年に、前年の法隆寺金堂の火災を契機に成立した文化財保護法は、従来の「国宝保存

法 | 「史跡名勝天然記念物法 | 「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律 | 等を統合し、また有形文化財の対と して無形文化財制度を新設した画期的なものであった。その中で民俗に関わる分野として「民俗資料」 が設定されたが、これは当初有形文化財に含まれるものであった。「民俗資料」が有形文化財からの独 立するのは昭和29(1954)年5月29日の文化財保護法改正であり、有形無形の両面をカバーした民俗資 料保護制度が成立した。昭和29(1954)年の改正により文化財は、有形文化財、無形文化財、史跡名勝 天然記念物、民俗資料の4部門となり、民俗資料は有形に関しては重要民俗資料の指定制度、無形につ いては記録作成などの措置を講ずるための選択制度が導入された。その基準である昭和29(1954)年12 月25日に告示された「重要民俗資料指定基準」「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗資料選択基 準 | によると「重要民俗資料指定基準 | は①衣食住、②生産・生業、③通信・交通・運輸、④交易、⑤ 社会生活。⑥信仰、⑦民俗知識、⑧民俗芸能・娯楽・遊戯・嗜好、⑨人の一生、⑩年中行事の10項目、 後者はこれに「口頭伝承」を加えた11項目であった。また無形文化財課所管の無形文化財は指定制度. 記念物課民俗資料部門所管の無形民俗資料には選択制度という異なる制度が導入されたが、これは自然 に発生しまた消滅するものである無形の民俗資料は、そのままの形で保存することに意味はなく、その 為「記録」が「保存」の為の措置として設定された。この時から民俗芸能は、無形文化財と無形の民俗 資料という二つの部門に帰属し得るものとなり、どちらに帰属するかにより指定制度か選択制度という 異なる保護の体制が敷かれることとなった1)。

才津はこの民俗資料が独立する昭和29(1954)年の第19回国会文部委員会会議における国会議員の発言を取り上げ、発言は「「民俗文化財」保護の理由として、敗戦後の日本人に「民族的な文化」を通じて「民族的な自信」を持たせるためだと明言しており、そこからは、国民意識の高揚を促す役割を期待していることが読みとれる。しかも、「民族的な文化」が「民族の本当のエッセンス」を持っていると考えるからこそ、そう主張しているのである」[才津1996; 53]と述べ、「そして、ここで強調しておきたいのは、このような地方に残っている「民族的な文化」が、「私たち」という「(単一)民族」の「本当のエッセンス」を持っているという、民俗文化財に対する視点及び意味付けである。つまり、ここで「地域文化」は「民族的な文化」と表されることによって「私たち」の「国民文化」として完全に読み替えられているのだ」[才津1996; 53]と、民俗資料を「地域文化」から「国民文化」へ読み替えるレトリックを提示している。

昭和30年代に入り民俗資料を取り巻く環境が高度経済成長により変化し、民俗資料自体が衰退する中、民俗資料の全国的な分布を把握するために、昭和37(1962)年~昭和39(1964)年にかけて民俗資料緊急調査が実施された。また文化庁編『日本民俗地図』(昭和44(1969)~) や『日本の民俗』(昭和46(1971)年~昭和50(1975)年) などの各種刊行物が刊行されるなど、民俗資料に対する認知は高まり、保護される民俗資料が着実に増加していった。

昭和43(1968)年6月15日には、文化財保護委員会と文部省文化局を統合して文化庁が発足し、文化行政を一元的に推進する組織が誕生した。昭和40年代に入ると文化財保護法の更なる改正に向けての動きが活発化するが、才津はここでも法改正に際して、民俗資料や民俗芸能を「日本人の心のふるさと」と読み替えるレトリックが存在していたことを明らかにしている。昭和50(1975)年文化財保護法が改正され、「無形文化財」と「無形の民俗資料」の両部門に分かれていた民俗芸能を統合する形で民俗文化財が新設され、そこに信仰儀礼、行事を含めた形で無形民俗文化財指定制度が確立された。

才津は文化財保護法改正には、「「地域文化」を「民族的な文化」、「日本人の心のふるさと」、「民族の

伝統行事」などという言葉で表されるような「我が国民」に共通する「基盤的な文化」として捉えることによって「国民文化」に再編する、一貫した視線の存在を指摘できる。それは一部の人々が「民俗文化財」に国民(民族)意識の高揚を促す役割をも期待していることからもわかるように、極めて民族主義的なもの」と述べている「才津1996:59」。

才津によって指摘された文化財保護法改正の背後に存在する国家による「地域文化」を「国民文化」に再編する動きと、その政治性を追求する姿勢は、その後岩本通弥によって進められた「ふるさと文化再興事業」(平成13(2001)年開始)の批判的検討[岩本2007]などにも引き継がれるパイオニア的研究であった。

しかし才津の研究は、「地域文化」を「国民文化」へと再編する政治性に関しては明らかにしたが、昭和50(1975)年の改正を引き起こした直接的な要因である、昭和46(1971)年1月1日に発足した民俗文化財研究協議会²⁾の動向を欠落させている。この民俗文化財研究協議会の動向を詳細に考察したものが菊地暁である。菊地は、民俗文化財研究協議会が民俗芸能研究者も巻き込みながら、神社本庁と文化財行政との間に生じた信仰儀礼や行事を文化財指定させようとする駆け引きの諸相を紹介し、無形民俗文化財指定制度が誕生した直接的な要因を明らかにした「菊地2001」。こちらの諸相は後述する。

その後、文化保護法は平成8(1996)年、平成14(2002)年、平成16(2004)年と改正され、登録有形文化財、文化的景観などのカテゴリーが追加されていく。また昭和29(1954)年や昭和50(1975)年の文化財保護法の改正により、国による文化財指定制度が拡充される一方で、地方自治体による文化財指定制度も、昭和29(1954)年や昭和50(1975)年の改正の際に導入されている[中村2013;82]。特に昭和50(1975)年の改正では、国レベルの文化財指定システムに倣って文化財保護審議会を各都道府県に設置することや、都道府県レベルによる文化財の保護、活用の為の起債を原則認めるなど、地方自治体による文化財指定、保護の行政権限が強化された[中村2013;82]。昭和45(1970)年の国鉄による「ディスカバー・ジャパン」キャンペーンや大阪万国博覧会における民俗芸能のステージ出演など、昭和50年前後のマスメディアの発達に伴う民俗芸能や祭礼に対する関心の高まりは、その後民俗芸能や祭礼の観光活用という動きに繋がっていく。

民俗芸能を観光に活用する動きを強く牽引したものが、平成4(1992)年9月のおまつり法の制定であった。おまつり法の制定は、文化財保護法に明示されていた「保存」と「活用」という二つの側面の内、それまで文化財行政において重視された「保存」から、地域活性化、観光利用といった用途に民俗芸能を「活用」しようとする、文化財行政における大転換であり、平成10(1999)年文化庁「伝統文化を活かした地域おこしプロジェクト」、平成13(2001)年「ふるさと文化再興事業」といった文化庁の事業に引き継がれていく。その動向は岩本が「世界遺産時代」3)と呼んだ今日でも変わっていない。

1.2 文化財行政と本田安次

この文化財行政において中心的な役割を果たした人物が本田安次であった。本田の業績に関しては文化財行政の行政官としての行動など再検証がなされてきたが、松尾恒一は本田安次の仕事について、「本田は全国にわたる〈民俗芸能〉の採訪とそれについての考証・記述といった〈研究〉ばかりでなく、民俗芸能の、保存育成にも大きな力を尽くしたこともよく知られていよう。全国の民俗芸能の重要文化財への指定は、その大きな仕事の一つであるが、これは主として文化財保護審議会委員としての仕事で、すなわち、〈文化財行政〉の立場からの民俗芸能へのかかわりも大きかったのである」[松尾1993; 41]

と述べている。また本田と直接面識のある研究者が集って行われた平成20(2008)年度民俗芸能学会大会の基調講演やシンポジウムでは、本田の思い出が語られたが、基調講演において山路興造は「昭和25年5月に文化財保護法の成立と文化財保護委員会というのが成立している。そこの中で本田先生は、この25年10月に早くも文化財保護審議会専門委員になられる。それは、そういう役目を負わされてなられたことだと思うのです。これがずっと続いて昭和61年7月、多分定年までおやりになっていた。本田先生が戦後に果たされた役割は、民俗芸能研究などいろいろありますが、行政上の役割というのは、大変大きな仕事でした。文化財保護法の成立のもとに、新しい文化財の指定と同時に、これまで野放しにされていた民俗芸能というものを分類して体系化していく。本田先生は、その意味でも大きな仕事をなされたパイオニアだったわけです。」[民俗芸能学会編集委員会編2009; 2-3] と述べている。全国にわたる民俗芸能の採訪が、昭和25(1950)年から定年まで勤め上げた文化財保護審議会専門委員としての本田を支えていた。

本田の仕事としてしばしば登場するものが膨大な採訪に基づいて作り上げられた芸能の分類である。 本田はこの芸能の分類について以下のように述べている。

「ともあれ、今日に伝えられている日本の民俗芸能は、決して一様のものではない。そうしてこれらはまだほとんど学問的な整理も行われていない。しかし、日本に民俗学おこってまさに半世紀。幸い、多くの同志たちの協力によって、民俗芸能も大体概観できる程度に資料が集まった。もうこの辺で、ともかく一応整理し、その性格を明らかにしておくことが望ましい。一そこで私は、この趣意のもとにこれらの民俗芸能を、芸能史的立場からくくりにくくって、5つの種類に分け、さらにそれぞれを必要に応じて小分けにしてみた。」「本田1960:7]

この5つの種類は神楽, 田楽, 風流, 祝福芸, 外来脈であり, その中で神楽は巫女神楽, 出雲流神楽, 伊勢流神楽, 獅子神楽(山伏神楽・番楽, 大神楽)に分類されている。国指定重要無形民俗文化財の分類は神楽, 田楽, 風流, 渡来芸・舞台芸, 語り物・祝福芸, 延年・おこない, 総合的(その他)となっており, 本田の分類とほぼ一致している。

松尾が「本田は200近くの民俗芸能を国の重要文化財に指定しており、民俗芸能の保存・育成に多大の尽力をしている。」[松尾1993; 67] と指摘するように、本田は文化財指定の為の調査を行うと共に、昭和3(1928)年から日本青年館の郷土舞踊と民謡の会の企画、演出や運営の指揮に参加し、民俗芸能の舞台上演に関わった。

この舞台での上演を本田がどう捉えていたのかについて山路は上記のシンポジウムにて、「流れの中で見てくれればわかるのですが、芸能なのですね。芸能の美しさ、そこのところが根本のところにあるので、民俗、芸能という比重の中では、民俗の比重というのが結構少ない。…でも本田先生は民俗を抜かした芸能の部分でも美しいのだ。それでも結局十分鑑賞にたえるのだ。だから舞台に乗せる場合は民俗をとりあえず抜かした芸能の部分を見せるのだというのが信念でしたから」[民俗芸能学会編集委員会編2009; 38-39]と述べている。本田の民俗よりも芸能を重視する視点は、もちろん山路の述べる芸能の美しさにも由来していると思うが、文化財行政に携わる人間として全国の芸能を俯瞰的に捉える、つまり全国の芸能を「評価し、価値づける」本田の職制にも由来していたのではないかと思う。

伊藤純は、早川孝太郎、折口信夫と本田の花祭研究の比較を通じ「早川が『花祭』以後に、仮に芸能

史というものを展開していったとするならばおそらくは列島規模ではなく、地域紙的な展開をとったかもしれない。想像の域を超えないが、それは芸能史における個別芸能の歴史の重視であり、対して本田はより広範な芸能の歴史的展開に力点が置かれていると考えられる。換言すれば、前者が民俗芸能の民俗・歴史性に、後者が民俗芸能の芸能性に、それぞれ焦点が置かれていると解釈することができる。本田に関していえば、全国規模でのフィールドワークを行った本田であるからこそ可能であったのであり、それ故に列島規模で比較する志向性を持ったともいえる」[伊藤2011; 13-14]と述べ、本田の芸能観を指摘している。先の芸能の美しさという部分やこの列島規模という視点がもともと本田に備わっていたのか、それとも文化財行政に携わる事で後天的に獲得したものなのかは不明であるが、民俗芸能を地域から切り離し、国の文化財として捉えていく視点が本田には存在し、その視点のもと文化財行政は進展していく。

2. ユネスコ無形文化遺産保護条約

2.1 ユネスコ無形文化遺産保護条約

無形文化遺産保護条約が制定される過程に関しては、佐藤直子(佐藤2007)や七海ゆみ子[七海2012]、岩本通弥(2013)が詳細に整理を進めている。

佐藤によると、国連の教育、科学、文化分野の専門機関として昭和21(1946)年に設立されたユネスコ (UNESCO (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization))において、無形の文化に関する調査が始められたのは1950年代からであった。当時はまだ「無形文化遺産」という言葉はなく、「フォークロア」が用いられ、それは、「『民間伝承』や『民族文化財』等と呼ばれ、ある社会の構成員が共有する文化的遺産である伝統的な文化に関わる表現を意味する言葉であるということができる。より具体的に言えば、民族特有の絵画、彫刻、工芸品などの有形なものの他、歌、音楽、踊り等、さらに工芸品の制作技術等の無形の文化の要素を豊富に含む言葉 | 「佐藤2007:345] であった。

1960年代に入ると、フォークロアに関わる先住民などの著作権、知的所有権を保護し、同時に無形文化財を保護する試みとして、ユネスコ諸加盟国にてフォークロアと著作権に関する法律が制定される。昭和48(1973)年にはボリビア政府からフォークロアを保護するための協定を昭和27(1952)年に作成された万国著作権条約に追加するよう提案を受け、ユネスコはフォークロア概念のもと、無形文化の保護に取り組み始めた。

1970年代に入ると、昭和48(1973)年アジア太平洋地域文化政策会議にてユネスコ加盟国に芸能などの伝統的な芸術文化の募集・記録・普及などの対策を立てるよう勧告が出されるなど、アジア、アフリカにおいて、民族の伝統的文化をめぐる動きが見られている。だがいずれの文章にも無形(intangible, non-physical)という言葉は見られない。

昭和57(1982)年ユネスコに後の無形遺産課の前身となる「非物質遺産課(Section for the Non-Physical Heritage)」が設立された。この非物質遺産とは「芸術、文学、言語、口承伝承、工芸、民話、神話と信仰、習慣、儀礼および遊戯を通じて伝えられた記号と象徴」を指し、フォークロア以外の用語として「非物質遺産」が用いられ始めるなど、無形の文化要素への保護の意識が高まり始めた。

平成元(1989)年,第25回ユネスコ総会にて「伝統的文化およびフォークロアの保護に関する勧告」が採択された。これは昭和47(1972)年に制定された世界遺産条約が、無形の文化遺産を保護の対象に含まなかったことに対する反省から準備されたもので、無形文化遺産の重要性と脆弱さを認識し、その

保護,普及活動や国際協力についてユネスコ加盟国各国に政府として取り組むことを促すものである。 国際的な法の中で初めて無形の文化をテーマに取り上げるものであった。この背景には「顕著な普遍的 な価値を有する」記念物や建築物といった有形文化遺産に偏り、文化遺産を欧米に偏在させた世界遺産 条約に対する、文化の南北問題が存在していた「岩本2013: 29」。

しかし、勧告の採択後から以下の問題点が指摘された。それは、①伝承するコミュニティの保護に関する配慮が足りない、②勧告が保護対象間の価値の序列化を生まないか、③保護が対象自体の変化を無視し固定化させないか、④目録や研究支援、分類方法の確定など伝承者よりも研究者に資する保護・普及のやり方で進められた、⑤保護のための具体案、活動の支援策が提示されず、法的拘束力がない為加盟国の関心が少ないなどであった。

その後、具体的施策として平成4(1993)年8月ユネスコ総会で韓国主導の「人間国宝システムの創設」案が採択(韓国の国内案を翻案)され、平成8(1997)年WIPO(世界知的所有権機関)「フォークロアの保護に関する世界フォーラム」にて知的所有権に代わるフォークロアや無形文化の保護に適する方策の必要性が指摘され、同年の第29回ユネスコ総会において「人類の口承及び無形遺産の傑作の宣言(傑作宣言)」の創設が採択された。傑作宣言において公式に宣言が行われるのは平成12(2001)年からであり、目的は①無形遺産に対する価値の認識と保護意識の掲揚、②世界の口承及び無形遺産を評価しリストを作成する事、③各国に自国の目録を作らせ、その保護のための法的措置及び管理措置をとるよう推奨する事、④認定および復興活動などに伝統芸術家や地域の専門家の参加を推奨する事である。各国は自国の中から無形文化遺産として推薦する候補を選び、それをユネスコの審査委員が審査し選出されたものが「人類の口承及び無形遺産に関する傑作」として宣言をされ、リストに掲載される。日本からは第1回指定(平成12(2001)年)として「能楽」、第2回指定(平成14(2003)年)「人形浄瑠璃文楽」、第3回指定(平成16(2005)年)「歌舞伎」が選ばれている。

傑作宣言が行われた平成12(2001)年3月, イタリアで開かれた専門家会議にてフォークロアに変わる新しい用語として初めて「無形文化遺産(intangible cultural heritage)」が用いられることになった。平成12(2001)年10月ユネスコ第31回総会にて無形文化遺産保護を目的とする国際的な施策の準備が緊急課題として取り上げられ、国際条約の形式をとる事が決議された。その後平成14(2003)年10月第32回ユネスコ総会にて「無形文化遺産保護条約」として採択され、条約締結国が30ヶ国を超えた平成17(2006)年4月20日に発効した。日本は平成15(2004)年6月15日, 世界で3番目, アジアでは最も早く条約を締結させた。昭和47(1972)年に制定された有形の世界遺産条約の批准が平成3(1992)年までなされていなかった日本の動向を考えると、無形文化遺産条約締結の素早さは注目に値する。

この無形文化遺産条約の制定に、文化財保護法における無形の文化財制度を整備していた日本が大きな役割を果たした。そしてその中心となったものが、平成10(1999)年から平成20(2009)年まで、アジア人初のユネスコ事務局長を務めた松浦晃一郎である。

2.2 ユネスコ事務局長松浦晃一郎

松浦は事務局長在任中,世界遺産制度に対する自身の所見を2冊の本にまとめている。1つは平成15 (2004)年にまとめた『ユネスコ事務局長奮闘記』、もう1冊が平成19(2008)年の『世界遺産 ユネスコ事務局長は訴える』である。特に後者では無形遺産だけでなく有形の世界遺産条約を踏まえ、ユネスコの世界遺産制度をまとめている。この2冊を中心に、松浦の視点からユネスコの無形文化遺産保護条約

制定前後を再度検証する。

松浦は平成10(1999)年にユネスコの事務局長に就任するが、その前年ユネスコの世界遺産委員会の 議長を務め、文化遺産との関わりを持つようになった。

「私は1998年から1999年にかけて世界遺産委員会の議長を務めた。この時、3つの問題意識を持った。第1点は、世界遺産条約では無形の文化遺産をカバーできないので、新しく無形文化遺産条約が必要であること。第2点は、グローバル戦略の関係で、地理的な拡大と多様化を着実に推進していく必要があること。第3点は、このまま上限を定めないまま、世界遺産が特に欧州諸国において歯止めなしに増えることへの懸念である」[松浦2008; 290]

松浦の問題意識は、西洋中心的な有形文化遺産を対象とする現行の世界遺産条約では保護する事の出来ない、より幅広い文化遺産を捉える事の出来る制度の実現、その為にユネスコ自体が捉えている文化概念の拡大を進めることであった。

平成12(2001)年10月ユネスコ第31回総会にて採択された「文化的表現の多様性についての世界宣言」は、文化概念の拡大に向けての松浦の最初の行動であった。松浦は、従来の世界遺産条約は文化を「芸術的な価値」を持つものという狭い定義に押し込んでいると考え、「しかもその文化遺産の中でも形のある3つのもの(建造物、モニュメント、遺跡)に定義されている。これらはあくまで文化遺産の一形態であるので、もっと文化を広くとらえて、日本語でいえば無形文化遺産、つまり人から人へ伝承されるものも対象にする。文化に形がないというと誤解を与えますけど、形のある有形文化遺産に対応するものとして無形文化遺産もあるわけです。」[松浦2011; 5] と述べている4)。「宣言では、「文化」を広く捉え、そのあらゆる形態の文化、この時の文化は過去の遺産のみならず、現代の文化も対象にしています。そういうものは人類共通の財産であるのでしっかり守って次の世代に伝えましょうというのを宣言として採択」[松浦2011; 7] したと述べている。

しかし「これまで言及してきた一連の文化関係の条約では、文化の多様性の重要な柱である無形文化遺産(伝統的な音楽、踊り、演劇、風俗習慣、工芸技術等)はカバーされない。無形文化遺産は、長い時間をかけて世代から世代へと受け継がれてきた「生きた遺産」であり、有形の文化遺産と同じく人類にとって重要な文化遺産である。」[松浦2008; 57] と考えていた松浦は、「文化的表現の多様性についての世界宣言」の採択と共にユネスコ第31回総会にて、無形文化遺産保護を目的とする国際的な施策の準備を緊急課題として取り上げ、国際条約の形式をとる事が決議させた。

松浦は事務局長に就任するやいなや専門家会議を開き、無形文化遺産の定義づけを検討しているが、 無形文化遺産として以下の形態を提示している。

「第1は口承による伝統および表現、それから第2が芸能、第3が社会の慣習、儀礼および祭礼、行事、第4に自然および万物に関する知識および慣習、第5に伝統、工芸、技術ということで、まさに人から人に伝えられるものでございます。これは世界遺産条約でいう遺産と非常に対照的で、元の原型を保つという必要はまったくございません。むしろ人から人へ伝えられる過程において、どんどん変化していく。これらも当然であるという風に受け入れられています。…元のままでないといけないということはない、この点が世界遺産条約と非常に対照的な点でございます。」[松浦

2011: 9]

話が少しそれるが、松浦がここで述べている「元の原型を保つ」という言葉こそ、有形の世界遺産条約で求められる中核的な概念である「顕著な普遍的価値」(outstanding universal value)を示すものである。松浦は上記の問題意識において、世界遺産保護のグローバル戦略の関係で、地理的な拡大と多様化を着実に推進していく必要があることと、このまま上限を定めないまま、世界遺産が特に欧州諸国において歯止めなしに増えることへの懸念を述べていたが、それは従来の世界遺産条約が求めているものが、「オーセンティシティ(authenticity)(真正性)」、つまり最初に作られたときの原型に価値を見出すことに由来する。これを松浦は、ヨーロッパの建造物の多くが石で作られているという石の文化に由来すると考えているが、従来の世界遺産条約は制作当初からの原型を保つことで顕著な普遍的価値を示す、言い換えれば修復されたもの、変化したと思われるものは指定の対象とはならなかったのである。その為、木造建造物の多いアジア、土の建造物の多いアフリカではこの顕著な普遍的価値の観点から、世界遺産の選定に選ばれず、結果として世界遺産の西欧集中という状況が生み出された。

この世界遺産条約の「真正性」概念の修正に寄与したものが、平成5 (1994) 年に採択された「奈良文書」であった。これは元の原型を保つことに顕著な普遍的価値を認めるという「真正性」の概念に対し、木造の文化遺産が修復されていたとしても、制作当時と同じ工法、デザイン、材料を用いて修復した場合、真正性を認めるというものであった。

松浦は無形文化遺産の定義づけを、芸術的な価値を持つものと、それ以外の「基本的にはまさに『人類の生活形態、生活様式』という、『文化』というものを広く捉えて作ったもの」[松浦2011; 9] と述べ、また「元の原型を保つ」に対して「どんどん変化していくもの」という、従来の世界遺産条約の対となる形での無形文化遺産条約の成立を目指した。

この無形文化遺産条約制定に関して、松浦は日本の貢献度を称替している。

「ここで言及しておきたいのは、日本は批准こそ遅れたが、最初から世界遺産条約交渉には参加していたということだ。交渉の経緯を見守ってきた背景があり、また世界に先駆け戦後いち早く文化財保護法を自国でつくった国としての存在感を発揮したのが、2003年の無形文化遺産条約の作成にあたっての日本の貢献度だった」「松浦2008:94]

松浦は日本の文化財保護法が有形文化財、無形文化財と二本柱を有していたのに対し、西欧では有形 一本であったと述べている。それゆえ無形文化遺産条約の制定は、有形文化遺産を中心とし無形文化遺 産が並ぶ形で扱われていない西欧文化からの強い抵抗があった。

「無形文化遺産条約はアフリカ、アラブ、中南米、カリブ海、アジア、太平洋(オーストラリア、ニュージランドを除く)、中東欧で人気がある。これらの国では交渉の過程でも積極的な支持があり、ユネスコで条約採択後は早めの批准に至っている。しかし西欧諸国では、伝統的に有形文化遺産の概念が根強い。そのため、無形文化遺産に対しては先住民との関係、さらに最近の移住者との関係でも政治的な問題があるとの警戒感が当初からあった。その背景には、無形文化遺産も世界遺産条約の文化的景観の範疇内に十分包括可能、という見方があるようだ」[松浦2008: 304-305]

無形文化遺産保護条約制定までの松浦の動きを追うと、無形文化遺産保護条約成立を巡る西欧対非西欧という対立構造が見えてくる。松浦が事務局長に就任する前後から「奈良文書」の採択や文化的景観制度の導入により、非西欧の国にも世界遺産の登録が拡大したが、現状の世界遺産登録国別の数を見てみても、トップ10がイタリア、中国、スペイン、ドイツ、フランス、メキシコ、インド、英国、ロシア、アメリカと(日本は17件で世界13位)、西欧諸国への偏りが見られる。一方で無形文化遺産の代表一覧表登録数を見てみると、トップ10が中国、日本、韓国、クロアチア、スペイン、トルコ、フランス、ベルギー、イラン、インド、モンゴルと今度はアジア諸国が上位に集中する。松浦はこの状況に対し「(無形文化遺産は)全体を見ると、まさに世界遺産条約の文化遺産とは逆で、西欧が非常に少ないです。逆にアジアが非常に多い。本来アフリカがもっと多くなるべきですが、アフリカは国内体制の整備はしていますが、なかなかしっかりした形で無形文化遺産の登録を提案できない」[松浦2011; 11]と述べているが、登録に向けての審査数の上限が制限されるなど、登録内容の多様化に伴う登録数の増加、また地域的な偏りなど、ユネスコの世界遺産制度は課題を抱えている⁵⁾。松浦が事務局長在任中の段階から登録数の増加と、登録に関わる政治的な判断、それに伴う世界遺産リストの信頼性に対する危惧が語られているが [松浦2008; 289]、今後も世界遺産に関する政治的動向は引き続き注目する必要がある。

3. 佐陀神能の無形文化遺産代表一覧表記載

これまで文化財保護法,無形文化遺産保護条約という文化財行政の動向を追ってきたが,この2つの指定制度に登録された民俗芸能の1つが,島根県松江市の佐陀神能である。本節では,佐陀神能が無形文化遺産代表一覧表へ記載された過程を分析する。

3.1 佐陀神能の概要

島根県松江市鹿島町佐陀宮内の佐太神社にて行われる佐陀神能は、佐太神社⁶⁾ の祭事の中でも最も重要とされている御座替祭及び翌日の例祭にて行われている。これは毎年毎に行われる遷座祭とも言えるものであり、佐太神社内の本殿三社以下摂社末社の御神座の茣蓙を敷き替える神事である。伊勢神宮の式年遷宮のように神の座を新しくする事で神々の霊威を新しくするという意味を持っていると考えられている「朝山 1998: 65]。

佐陀神能はこの御座替の行われている間, 舞殿にて七座神事として行われる。奏楽と神歌からなる「入言」の後に, 剣舞, 散供, 清目, 御座, 勧請, 八乙女, 手草の七座を舞う形で行われる。これらの舞は面をつけない直面の舞であり, 採物としての剣, 幣, 榊, 茣蓙, 鈴, 中啓を持っての採物舞である。御座替と連動し, 舞殿や御座を清めるため舞われる。奏楽は笛, 鼕 (小太鼓), 太鼓 (大太鼓), 銅拍子からなる。

「佐陀神能」の名称は、大正15(1926)年に東京の青年会館で行われた第2回全国郷土舞踊民謡大会に出場し、神能を舞った際に七座神事、式三番、神能の3つを総称する名前として命名された。地元では「神能」「能」と呼ばれていたが、所在を明らかにするために「神能」に佐太神社の旧社号の「佐陀」を冠して出場した。以来、この七座神事、式三番、神能の3つの神事舞を合わせたものが「佐陀神能」と呼ばれている。

佐陀神能は、昭和27(1952)年に文化財保護法による「選定」に加えられ、昭和36(1961)年に島根県

無形民俗文化財指定,昭和45(1970)年に文化財保護法による「記録作成の措置を講ずべき無形文化財」に選ばれ,昭和51(1976)年に国の重要無形民俗文化財に指定,平成23(2011)年にユネスコ無形文化遺産代表一覧表に記載された。

3.2 佐陀神能一覧表記載の経緯

民俗芸能は以下の過程を辿り無形文化遺産条約のもと代表一覧表に記載される。

まず無形文化遺産(民俗芸能)の保持者に都道府県や市町村の教育委員会が無形文化遺産への推薦の同意を取り付ける。同意を受けた民俗芸能は文化庁の文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会、そして無形文化遺産保護条約関係省庁会議(構成:外務省,文化庁、農林水産省)において推薦するか審議され、登録申請書類がユネスコ文化局無形遺産課に提出される。申請書類はユネスコ無形文化遺産保護条約の締結国から選出された24か国で構成される「無形文化遺産の保護の為の政府間委員会」にて「登録」「情報照会」「不登録」が決議されるが、事前に補助機関として政府間委員会から選出された6か国(イタリア、クロアチア、ヴェネズエラ、韓国、ケニア、ヨルダン(2011年時))による事前審査を受け、代表一覧表への記載案件に関する勧告を、政府間委員会に行う「古田2012:14-34]。

本事例の佐陀神能も同様の過程を辿り、代表一覧表記載が実現したが、島根県教育庁文化財課の登録に関わった職員から伺った登録の経緯は以下のとおりである。

平成21(2009)年8月

佐陀神能を含む13件の提案案件をユネスコに提出

平成21(2009)年9月

第4回政府間委員会(アブダビ)にて第2回提案案件の審査数が制限されることになり、審査の順位付けが要請される

平成21(2009)年9月30日

「早池峰神楽(岩手県)」がユネスコ無形文化遺産代表一覧表に記載決定

平成22(2010)年5月

補助機関による第2回提案案件の事前審査(「組踊 | 「結城紬 |)

平成22(2010)年11月16日

第5回政府間委員会(ナイロビ)にて「組踊」「結城紬」の記載が決定

平成23(2011)年1月28日

未審査11件の審査順位発表(佐陀神能は6番目)

平成23(2011)年10月26日

補助機関による提案案件(6件)の事前審査結果公開

「記載勧告 → 「佐陀神能(島根) | 「壬生の花田植(広島) |

「情報照会 | → 「本美濃紙 | 「秩父祭りの屋台行事と神楽(埼玉) |

「高山祭の屋台祭(岐阜)」「男鹿のナマハゲ(秋田)」

平成23(2011)年11月27日

第6回政府間委員会(インドネシア)にて佐陀神能の代表一覧表への記載決定

担当職員によると、記載に向けての活動は文化庁など国が中心に動き、県の文化財課は、その調整役

など補佐的な活動がメインであったという。登録に大きく前進する事となる事前審査が上手くいったことに対し、文化財課としては、喜びよりもむしろすんなりといったことに驚きを感じたとの事であった。なお審査用の書類を作成した際、佐陀神能と国内の他の神楽と比較して、その個性として御座替神事を上げている。毎年御座を変えることで神霊を新しくするという点が審査の際、評価されたという。

しかし、佐陀神能が記載に向けて国内の提案案件候補に挙げられたのは、御座替神事のお蔭ではない。佐陀神能だから提案されたというわけではなく、佐陀神能が昭和51(1976)年の重要無形民俗文化財第1回指定に選ばれた1つであったため、つまり指定の順番から機械的に選定されたのである。宮田繁幸は文化庁文化審議委員会における議論の様子を紹介し、無形文化遺産保護条約に対する我が国の基本対応をまとめている。「宮田2010: 3-7]。

- ①可能な限り文化的多様性を示すことができるよう, 重要無形文化財, 重要無形民俗文化財及び選定保存技術のそれぞれから, 選定を行うこととする。
- ③重要無形民俗文化財については、文化財保護法第2条第1項第3号の規定に基づき、「風俗慣習」、「民俗芸能」及び「民俗技術」に分けて提案を行うが、「民俗技術」については、平成16年に追加され、「風俗慣習」、「民俗芸能」と比較して、指定件数も極めて少ないことから、当面は提案を見送り、その取扱いについて今後の検討課題とする。
- ⑤重要無形文化財及び重要無形民俗文化財に関しては、さらに、下記のi~£のように、文化財の特徴及び指定件数を考慮して、いくつかの区分を設定し提案候補を選定する。その選定順については、原則として、指定順(指定年月日が同一の場合は、官報告示の掲載順)によることとする。なお、重要無形民俗文化財に関しては、指定年月日が同一であるものが複数存在する場合には地域バランス等を考慮する。
- iii. 重要無形民俗文化財の「民俗芸能」については、「神楽」、「田楽」、「風流」、「渡来芸・舞台芸」及び「語り物・祝福芸、延年・おこない、総合的」の5つに区分する。

第1回提案に関しては、上記の5つの区分からそれぞれ1件を提案候補とする。

文化庁文化審議委員会の議論を分析すると、無形文化遺産保護条約に対して、国内の文化財保護法の登録を機械的にそのまま移行させていることが分かる。結果として無形文化遺産保護条約への提案は、文化財保護法の指定順に基づいて機械的に行われるため、無形文化遺産保護条約への対応に関して、一覧表に登録される当事者である民俗芸能関係者が主体的に動く事はほとんどできない。提案を受け入れるか、拒否するかの選択肢しか残されておらず、また指定順が遅い民俗芸能は、例え提案を受けたいと思っても、機械的な順番待ちをしなければならない。またこのような機械的な提案制度は、国レベルからの提案であり、民俗芸能関係者から発せられたものではない事から、無形文化遺産代表一覧表に記載されるという事が氏子組織など民俗芸能関係者の周辺部などにしっかりと周知されなかったり、また制度そのものの不透明さから、過度な観光利用や、イベントへの出演が増加するのではないかといった伝承に対する危惧の声が聞こえてくる。

3.3 佐陀神能を取り巻く声

現在佐陀神能は、地元の神職や氏子による佐陀神能保存会によって行われている。明治以前、佐陀神

能は佐陀触下と呼ばれる出雲国三郡半の神職・巫女によって行われていたが、明治維新後の明治3 (1870)年に松江藩から布告された「神職演舞の禁止令」により、神職と神楽が切り離された [勝部 2009; 83]。また神社制度改革により、触下制度が廃止され、社人の減少や神職の演舞禁止等により祭の維持が困難になった。明治の間は旧社人で何とか祭を維持していたが次第に継承が厳しくなり、大正8 (1919)年氏子有志が佐太神社内に古伝神事保存協会を結成し、その中の神能部が御座替祭に奉仕するようになる。こちらが現在の佐陀神能保存会の前身団体である。

現在の会員は佐太神社の神職,地元の神職,教育委員会の職員,氏子などから構成されている。保存会会員によると、後継者不足の対策として、1990年代に教育委員会から職員の方に入会してもらい神楽を始めてもらった事があったという。また平成24(2012)年より以前の15年間,女性の会員がいなかった為に巫女舞を舞うことが出来なかったが、平成23(2011)年から地元の女子高校生が神楽を習い始め、15年ぶりに巫女舞が復活した。佐太神社での佐陀神能を始め、近郷近在の神社にて神能の奉納を行っている。

保存会の会員に話を伺うと、「自分たちの継承してきたものが認められてうれしく思う。これからも 多くの人に知ってもらいたいし、地元を盛り上げていきたい。」といった登録を喜ぶ声が聞こえてくる 反面、以下のように語る会員がいた。

「登録されたからといって何も変わっていない。舞う人たちも生活があり神楽だけをしているわけではない。登録されたからといって資金的に援助があるわけでもなく、むしろ登録によって謝礼金の設定もできず、また登録によって続けていかなければならなくなったが、「ゼニにならない」為、続けていく事は経済的に苦しい。衣装代などは文化庁が出してくれるが、それ以外は自分たちの持ち出しなので、色々と呼ばれて舞う機会も増えたが基本的に赤字。また地元の人が見に来てくれない為に後継者が育たない。中学校などで教えてきたがそこから継承者は出てこなかった。もう学校には期待していない。昨年女の子が入ってくれたが、これは奇跡的な事。神事であり芸ではない為、また華やかではなく面白味もない内容の為やりたいという人がいない。また、もの(一人前)になるまで10年はかかり、それまでは芸に自分を出すことが出来ない。正直同じ島根県内の石見神楽が羨ましい。文化庁、県は喜んでいるかもしれないが、自分たちにとっては何もないし、やりにくくなった面もある。」

これは舞手を務めると共に、神職としても活動する会員の語りであるが、佐陀神能の置かれている現状を言い表すものとして興味深い。特に地元の人で御座替祭を見に来る人が少ないという点は、後継者を獲得する上で大きな課題である。筆者は、広島県の芸北神楽、岡山県の備中神楽において、後継者となり得る次世代の担い手の活動を分析したが、子ども神楽等の活動に積極的に関与する次世代の担い手の多くが、地元の祭りの場において神楽と接し、興味関心を引かれることで、子ども神楽団や子ども神楽教室といった伝承の場に参加している事を明らかにした[川野2013]。佐陀神能に15年ぶりに巫女舞を復活させた女子高生も、祭りの場で佐陀神能を見て、自分もやってみたいと思い佐陀神能保存会の練習に参加したという。平成25(2013)年の御座替祭では、その友人が2人加わり、3人の舞手が七座神事における巫女舞と、御座替祭の後、直会殿にて行われる巫女舞「真ノ神楽」をそれぞれ舞っている。しかし、筆者が調査を行った平成24(2012)年、25(2013)年の御座替神事、翌日の神能のどちらにおいて

も、次世代の担い手となり得る子どもの姿は見られなかった。また中学校で授業として佐陀神能を教えたことについて、佐陀神能はあくまで神事であるため、子どもたちがやるには向いていなかったのではないかという声も保存会会員から聞こえており、学校教育を通じての後継者獲得には当初から強い期待は持っていなかったことが伺える。現在は佐陀神能に興味関心を持ってくれた人ならば誰でも稽古に参加してもらうなど保存会の門戸を広げて、若い人が少しでも佐陀神能に関わってくれるようにしているという。

また同じ島根県内の石見神楽が羨ましいという発言も興味深い。石見神楽は広島県の芸北神楽と並 び、各地の観光イベント、競演大会などに出場し、また若い世代が神楽取り組むなど活況を見せている が、佐陀神能は「島根県の神楽」としてこの石見神楽と共にイベントの神楽に出演することがある。筆 者は平成25年11月2日から4日にかけて島根県益田市島根県芸術文化センター「グラントワ」にて開催 された「神在乃国しまね『ワールド神楽フェスティバル』(主催:ワールド神楽フェスティバル実行委 員会)を見学したが、佐陀神能は出演日こそ違ったが、石見神楽や芸北神楽と同じ舞台上で神楽を披露 している。このように他地域の神楽と同じ舞台に立つと、他地域の神楽と自分たちの神楽に対する観客 の反応が直接感じられるため、どうしても他地域の神楽を意識してしまうという。同じ島根県の神楽で ある石見神楽などは、保存会会員の言葉を借りるならば、芸能として華やかであり、ストーリーが明確 である事から人気があり、それゆえ観客の入りも良く、観客の反応も良い。同じ舞台に立つことで、そ ういった違いが舞手に意識されるのである。またイベントに出演することに関しては、後述する佐太神 社宮司の話にも出てくるが、観客の反応を気にする事で、神事として行うはずの神楽を、観客を意識し た神楽になってしまう恐れがあるという。またイベントであるがゆえに制限時間の関係上、神事の一部 を省略する事で本来ならば意味のある舞の動作が省略されるなど本来の意味とかけ離れた舞をせざるを 得ない事もあるという。佐陀神能は神事であるという認識は、強く舞手に共有されているが、依頼を受 け出演することになるイベントにおいて、その認識を強く共有するがゆえに、舞手たちは上記の保存会 会員のようなやりにくさを感じるのである。

なお佐陀神能を神事、宗教行事と捉える声は、舞手以外にも、佐太神社の氏子や崇敬者の組織である崇敬会 7 の会員からも聞かれるものである。

祭りを支えている崇敬会会員からは以下の話を伺った。

「昨年(ユネスコ登録前)と比較して、佐陀神能のイベントや祭りに東京など大都市部や、観光バスによる外部の観客が増えてきた。また地元ではこれまでほとんど佐陀神能や御座替神事は注目されていなかった。今までは外部の人間の中に毎年通ってくれる人や佐太神社に興味を持ってくれる人がいたが、ユネスコ登録の一連の報道を受けてなのか、地元の若者の中にも少しずつであるが、祭りに興味関心を持ってくれている機運がある。」(平成24(2012)年の聞き取り)

「高校生の舞い手が加わるなど、少しずつではあるが地元からも注目が集まっているように感じられ、「いい方向」に向かっているのではないか。ただし今後、より多くの観光客などを迎えるといった動きを起こせるほど地元の意見をまとめることは難しく、神事などの勉強会を地元の有志で行っても続けることができなかった。やはり佐太神社の「宗教行事」であるために新たに参加することを無理強いすることは出来ない。基本的に「来るものは拒まず去る者は追わず」の姿勢である。」(平成25(2013)年の聞き取り)

筆者が調査を行った平成24(2012)年、25(2013)年の御座替祭当日、佐太神社の舞殿周辺にて佐太神能を見ているものはおよそ30人前後であったが、そこに地元の人間は佐太神社崇敬会の役員を除き、ほとんど含まれていなかったという。むしろ地元の人間が集まるのは11月20日から25日の神在祭であり、その時は参道に出店が出て盛り上がりを見せる為、佐太神社の例祭をこの神在祭と勘違いする者もいる。

筆者は例祭直後の直会の場にて、氏子である崇敬会の役員から話を伺ったが、上記のユネスコ登録の過程に関して、地元の知らないところで話が進んでおり、登録の直前になって初めて事態を知らされた、その為ユネスコの登録に向けて地元として働きかけた事はなかったと伺った。登録そのものを肯定的に捉える声は聞かれ、ユネスコ登録によって人が増えてくれればよい、祭りが盛り上がってほしい、内外を問わず、ともかく色々な人に見に来てほしいという声が聞かれた。ユネスコの無形文化遺産代表一覧表への記載後には、海外から御座替祭を見に来る人も現れ、少しずつではあるが、地元にも佐陀神能が周知されてきたようだと、変化の兆しを感じるという声も聞こえてきた。しかし一方で、増加すると予想される観光客に対して、地元として佐陀神能の解説を出来るように勉強会を開くなど祭りを盛り上げる為にまとまって何か活動すること、またそこに新しい人を巻き込むことは、「宗教行事」という性格上、無理強いはできないと考えている。

この佐陀神能を「神事」「宗教行事」と捉える視点は、地元だけでなく、島根県の観光課職員からも 伺えた。

「ユネスコに登録されたが、佐陀神能はあくまで佐太神社の神事であるため、県として観光に利用するという考えはない。ただし、佐陀神能はユネスコ登録という評価をいただけるほど素晴らしいものであるため、年に一度の披露ではもったいないと考え、保存会とも相談の上、佐太神社の舞殿を舞台としての定期公演を年に5回ほど実施させてもらっている。登録によって観光に役立つというよりも、登録によって佐陀神能に地元の注目が集まったという声が多く聞けるようになり、その事が一番大事なのではないか。

この定期公演に関して、保存会会員によると、定期公演を受けるかどうか悩んだそうだが、最終的に 佐太神社の舞殿を舞台とする事、保存会としても発表の機会を設けることで舞の修練になるとの事で受 け入れたという。ここでも大切にしたいものは、観光としての舞ではなく、奉納としての形で舞いたい との事だった。

佐陀神能を取り巻く声を概観すると、大きく2つの傾向が見て取れる。前者は佐陀神能と地元の乖離、後者は佐陀神能を芸能ではなく、神事として捉えているという点、つまり佐太神社の神事である御座替祭の一環として佐陀神能を捉えている点である。特に後者は、佐太神社の氏子に、ユネスコ登録を機に地元としても盛り上げていきたいという機運があっても、そこに新しく人を巻き込むことに対し、「宗教行事だから無理強いできない」という制約を地元に課している。

3.4 佐太神社宮司の声

佐太神社宮司は今日、佐陀神能を伝承することの難しさを以下のように話している。

「舞にも個人個人に差があり、派手な舞をする人もいれば、大人しい人もいる。誰に習うかによって、教える人の特性も伝わっていく。太鼓や笛など最近は特定の楽、舞のみを学ぼうとする傾向がある。しかしそれぞれを単独でやるのではなく、太鼓や笛など相手の調子に合わせてやっていこうとしないといけない。佐陀では上手な太鼓を「雨垂れ拍子(あまたれびょうし)」と呼び、雨の落ちるポツポツという音のようにゆったりと叩くことが求められる。しかし若い人の太鼓はついつい速くなりがち。ただこれも若いうちは速かった太鼓が、年を重ねるごとに上の代から言われてきたことを理解し、ゆっくりになっていくもの。そして次の世代に自分が若かった時に言われた注意をするようになる。こうして伝承はつじつまを合わせて行くものなのではないか。」

宮司は伝承というものは、時が経つにつれて若い時に教わった内容が自然と理解され、その理解を通じて、次の世代へ自分自身が受けてきた注意が伝えられていくという伝承のサイクルを語っている。注意を受け、その注意の意味を考えながら芸を磨き、年を重ねることで注意された真意を体得する。保存会会員が「芸がものになるまで10年かかる」と述べていたが、それも一つの伝承のサイクルなのであろう。佐陀神能保存会会員に話を伺うと、「(佐太神社の)宮司様は天皇のようなもの」という声が聞かれ、保存会としても宮司の佐陀神能に対する態度、考え方を大切にしているという。これは宮司が佐太神社の宮司を務めているという事もあるが、現在の宮司が先代の宮司からその地位を引き継いだ時代が昭和35(1960)年頃であり、宮司を50年以上務めてきた事によるものであろう。当時大学生であった宮司がその役職を引き継いだころ、近隣の神社の宮司は50、60世代であったという。佐太神社の宮司のみが世代がずれていたため、現在は同世代の宮司はいない。それゆえに宮司の言葉には重みがある。宮司は出来るだけ伝承の様子に目を向けて、気になる事に関しては出来るだけ意見を述べているとの事である。

宮司は最近、たとえ今日、舞の所作などの意味が分からなくとも、何とか形だけは伝えてほしいと感じるという。今は意味が分からなくとも、もしかしたらその後、研究の進展によりその形の意味が分かる日が来るかもしれないから、その日の為に形だけでも伝えてほしいと述べている。宮司の佐陀神能をしっかりと伝承してほしいという思いは強く、宮司は筆者に、研究者には佐陀神能の重要性、伝えていく事の意義をしっかりと広めてほしいと話している。特に近年はイベントへの出演など、外部からもたらされる影響により、伝承が歪められないか不安があるという。

筆者が佐太神社宮司に、「ユネスコ登録によって佐陀神能に何か変化があったか」と伺ったところ、宮司はユネスコ登録によって神楽が「歪んで」伝えられていかないか不安があると述べた。そして変化してしまう事自体は生きている芸能である以上仕方がないが、ユネスコの登録など外部からの力で歪められてしまわないかと心配している。いかに前の代から伝えられてきたものを今後も伝えていけるか、伝承の難しさを語っている。

なお特に宮司の危惧は、ユネスコ登録以降、「ユネスコ無形文化遺産佐陀神能」として県内外のイベントなど、祭り以外での佐陀神能の上演機会が増えた事に起因する。上記の佐太神社舞殿を舞台とした 定期公演以外にも、イベントとして御座替祭以外での上演が増えているのである。このイベント出演の 増加に対して宮司は以下のように述べている。

「若い人には『指定という意識』を持ってもらいたい。なぜ佐陀神能が指定をされたのかという

意味を考えてほしい。神事という性質を踏まえた上で指定があるはずなのに、やる側が人に見せることを意識してしまってはいかがなものか。観客を意識するようになってしまい、神事ではなく芸能になってしまうようでは、指定を返上した方が良いという事を若い人たちに言ったことがある。指定も佐陀神能だけを指定するのではなく、佐陀の御座替祭として「祭」を含めて指定してほしかった。もちろん政教分離などの関係から難しいとは思う。しかし七座は神事であり、「神まつり」である。若い人の中には意味が解らず形だけの芸能になっているところがある。例えば所作の中で四方を拝む事にも四方を東西南北中央を拝むことに意味があるのに、舞台の上に立つと、観客に背を向けてしまうならば省略してもいいかという話になる。それは神事として所作がある事を理解していないから。確かに仮面をつけた能に関しては芸能だが、七座は神事であり神事である以上舞台に出る必要があるのだろうか。」

宮司の述べる「指定という意識」は表裏一体の言葉である。宮司の言う神事という性質を踏まえた上で指定をされたと捉えるならば、神事の意味を理解し舞う事が出来るため、宮司の心配する「歪んで」伝承される可能性は少ないだろう。しかしこの指定をユネスコに登録されたという結果で捉えてしまうと、ユネスコの無形文化遺産として観客を意識した舞となってしまい、神事ではない芸能としての舞となり「歪んで」伝承されてしまう。宮司はこの「指定という意識」「指定されたという意味」を保存会会員の特に若い世代によく話しているというが、無形文化遺産に「指定」された事は、良くも悪くも佐陀神能の意味を保存会会員に考えさせる機会となったと言えるのではないか。

次に宮司の述べている神事と芸能の関係についてであるが、佐太神社境内の舞殿ならばたとえ観光協会主導の定期公演であっても、御座替祭に向けての稽古の場、芸の修練の機会として自分たちを納得させて舞殿に上がる。しかしイベントホールの舞台となると広さ、舞台配置、観客との距離といった物理的な相違点はもとより、神事として御座を清めるという目的を持って舞われる七座が、ただの形だけになってしまう。形だけになってしまうことで、また形を再現することが大切になってしまうことで、なぜその舞を舞うのかといった目的が失われていくことを、宮司は危惧している。

宮司はユネスコの指定に対して芸能としての佐陀神能だけを指定するのではなく、佐陀の御座替祭として「祭」を含めて指定してほしかったと述べている。御座替祭当日は、佐太神社の本殿前の舞殿にて七座が行われ、同時刻本殿にて宮司による神事が執り行われている。七座にて清められた茣蓙が、御座替の神事に用いられるように七座と本殿の神事は連動している。しかしユネスコ無形文化遺産代表一覧表へ記載されたものは佐陀神能であって、御座替神事を含めた「佐太神社の御座替祭」としての記載にはならなかった。

この文化財行政における民俗芸能の神事と芸能の乖離は、ユネスコの無形文化遺産条約に起因するものではなく、より以前の文化財保護法の展開まで遡って考える必要がある。

4. 文化財行政の抱える問題点

4.1 佐陀神能と本田安次

文化財保護法の改正や、指定など文化財行政の中核を担った人物が本田安次であった事は上述したが、この本田が非常に高く評価していた民俗芸能が佐陀神能であった。

「昭和27年,第3回の大会には、出雲佐陀の神楽に上京願った。佐陀神楽は戦前大正15年にも日本青年館の催しに上京しているが、このときには神能のみが上演されている。私は七座の神事という素面のとりものの舞があることを知り、これはかつて調べた安達太々神楽の素面の舞とも同じものに相違ないと見当をつけた。もしこの見当が狂わなければ、神楽の整理の上に大きな意義を齎すだろうと考えた。私は採物の舞を見て成程と思った。その後地方史研究所の出雲調査の折、実地にこの佐陀の神楽を、また別に、隠岐の神楽、奥飯石の神楽、高千穂や阿蘇や吉原や鞍岡等の神楽をも見る機会を得、確信を深めることが出来た。」[本田1993a; 318]

「岩代方面に行われているいわゆる太々神楽に、素面の舞と仮面の舞とがあることに私は久しく疑問をいだいていた。なぜ一連の神楽の中に、『五色御幣』があったり『岩戸開』があったりするのであろうかと。偶然出雲佐陀大社の七座の神事と神能との関係に気づいたとき、ここに隠された歴史のあることに思い至った。全国的に行われている岩戸神楽のもとはここにあるにちがいないとも見当をつけた。昭和27年11月、芸術祭主催公演の全国民俗芸能大会に島根県からこの佐陀の人達を迎え、七座と神能との両方を演じていただいたとき、私の喜びは大きかった。私の見当が外れてはいなかったことを強く感じたからである。…今、ほとんど全国的にひろく行われている岩戸神楽、神代神楽、太々神楽等と呼ばれている奉納の神楽は、この佐陀の神事を範とする、もしくはそれにならう、或いはそれに類すると思われる|「本田1993a: 321]

「はじめに、古色蒼然たる御座替の祭を残す佐陀社の神事を出来るだけ尋ねて記録した。現行の祭事についても注意深く追及した。採物の舞を含む七座の神事と、神能との関係は、芸能史的にはとくに注意に値しよう。」[本田1993b; 541]

本田安次の佐陀神能に対する記述であるが、佐陀神能は本田安次の芸能分類によると出雲流神楽にあたり、その源流とされている。本田は自身の芸能の分類方法を「日本の民俗芸能に対する分類の方法は、いろいろあろう。例えば地域別(県別、地方別など)、環境別(山の芸能、町の芸能などの分け方)、また、芸能を構成する要素別(行われる季節、舞台、俳優、台本などに分けて。しかしこれは、芸能の分類ということの意味が別になる。分類というよりは、むしろ解剖であろう)などである。けれども、何よりもまず必要と思われるのは、それぞれの芸能の性格にしたがい、これらを芸能史的に分類してみることであろう。今日行われている芸能のほとんど大部分は、芸能史的な発生、展開、そして遺存によって今日あるからである。」[本田1960; 121] と述べ、その芸能史的立場から民俗芸能の古い形を追求する。その意味で佐陀神能は本田の芸能史的立場から、非常に魅力的に映ったのであろう。

しかしここで注意しなければならない事は、佐陀神能を出雲流神楽の源流ととらえる本田の分類は、「これはかつて調べた安達太々神楽の素面の舞とも同じものに相違ないと見当をつけた」や、「偶然出雲佐陀大社の七座の神事と神能との関係に気づいたとき、ここに隠された歴史のあることに思い至った。全国的に行われている岩戸神楽のもとはここにあるにちがいないとも見当をつけた」といった本田の主観に強く基づいてなされている事である。本田の佐陀神能を出雲流神楽の源流ととらえる見方は、その後、石塚尊俊の『西日本諸神楽の研究』(慶友社)において、文書資料の分析から否定されており[石塚1979]、学問的立場から本田の芸能史は否定されている。にもかかわらず、この本田の主観というあやふやな見方に基づいた分類が、上述したようにその後の文化財指定制度に強く影響を及ぼしていること、その影響が無形文化遺産保護条約下においても残っている事に注意が必要だ。

4.2 神事と芸能

本田は昭和27(1952)年, 第3回全国民俗芸能大会に佐陀神能を招いた後, 現地調査を昭和30(1955)年8月と昭和36(1961)年9月の御座替祭で行っている「本田1993a: 321]。

当時の様子を佐陀神社宮司に伺ったところ、以下のように述べている。

「本田先生と直接関わりお世話をさせていただいたのは先代の宮司だった。本田先生は佐陀神能の中でも、舞殿の上の神能だけを見ていては佐陀神能というものを理解する事ができないと言われ、御座替神事と共に理解することに努められていた。そこで地元の宮司や神職がするのと何もかも同じようにする事を望まれ、先代宮司と共に祭りに伴う厳粛な潔斎を体験し、祭りの当日は、本殿の隅に位置しながら厳粛に御座替祭に望んでいたという。御座替神事を土台として、その上に神能という芸能があると捉え、神事と芸能を一緒にして佐陀神能の理解に努めていた。|

この本田が厳粛な潔斎を体験し祭りに臨んだという話は、佐陀神能保存会の会員からも聞かれ、正直 そこまでやるとは思っていなかったという驚きを地域に残している。本田は神事と芸能を一緒にしなが ら佐陀神能の理解を進めようとしていた。この神事と芸能を共に捉えようとする視点は、その後文化財 保護審議会委員として文化財保護法改正に向けての参考人発言にも表れている。昭和50(1975)年3月4 日国会衆議院議員文教委員会文化財保護に関する小委員会で参考人として呼ばれた本田は以下の発言を 残している。

「芸能の方はまたこれを職業とする人が演ずるものと、これを職業としない民俗芸能のような一年に一度か二度、神祭りあるいは盆とか正月などに演ずるものとがございます。舞楽とか能とか狂言、歌舞伎、文楽、そういったものはそれを自分の仕事として、業を、そのわざをみがいていくことができるんですけれども、民俗芸能になりますとそうはまいりません。しかし民俗芸能は、これはほとんどことごとくが信仰に伴って伝承されましたがゆえに、きわめて古いものも、法会の庭とかあるいは特別の催しに今日まで伝承されてまいりました。神楽にせよ田楽にせよ風流にせよ、あるいは民間に伝わった舞楽、延年、能、そういったものは日本の文化をたどる上にきわめて貴重なもの、あるいは芸術的にも価値の高いものが地方に伝承されてまいりました。」[衆議院事務局1975; 4]

本田は専業の演者かどうかを基に芸能と民俗芸能を区別し、次に民俗芸能に伴う信仰的側面を指摘し、民俗芸能には芸能史的に見て価値の高いものが残されていると述べる。その後本田は無形の民俗資料に触れ、「民俗資料は生活に関するもの、いわば生活の知恵が生み出した文化と言ってよろしいと思います。それらは芸術上価値が高いというよりは、この指定基準の条文にもありますように『わが国民の基盤的な生活文化の特色を示す』そういった点で価値があるものと思われます。」「衆議院事務局1975;5」と述べ、それらは生活様式として衣食住など生きているものであり、記録しておけばよいとする。本田はこの時点で、民俗芸能を信仰に伴って伝承され、古く貴重な芸術的な価値を持つものとし、生活文化から生み出された民俗資料と対峙させ、後者は保護ではなく記録が望ましいとする。ここで本田は、「生活文化」と「信仰を含む民俗芸能」とに別けて捉えている事が読み取れる。

「ただ問題になりますのは信仰、習俗に関するものでございます。祭礼行事、それから法会、習俗などその重要なものもただ記録をとっただけでよいのでしょうかどうでしょうか、これが問題でございます。三河の花祭りは夜を通して行う古風な祭りであり、その中に古い芸能がたくさん含まれております。そこで民俗芸能側ではその選択を考えましたときに、文化庁ではただ花祭りとしますと、祭りですから憲法上の疑義が出るといけない、こういう配慮から花祭りの芸能、こうして選択をいたしましたものです。ところが花祭りというのは御承知のように三河に20カ所もございまして、それを総合選択をしたのですが、あるところでは花祭りの芸能と言うのだから芸能でない部分はどうでもよいのだろう、略してもいいんだろう、忙しいから略そうと言ってそれをやめてしまったという報告を聞いて肝がつぶれるような思いをいたしましたが、たとえば花禰宣の祈祷、これは民間の禰宜さんが祈祷するわけですが、花禰宜の祈祷の部分に、古風な祭文を太鼓に合わせて唱えますが、これなどは語り物の発生を考える上でもきわめて重要な資料なんです。」[衆議院事務局 1975:5]

本田は、生活文化から切り離した民俗芸能を、芸能的要素と、非芸能的要素に分け、政教分離という憲法上の観点からそれまでの保護法は、芸能的要素のみを選択していたと述べる。この時点で政教分離という問題に意識は向けつつも、芸能の保護を、信仰を含めた形で保護しようとする姿勢が読み取れる。本田は小委員会の最後に、文化財保護法の改正に伴う民俗芸能の保存のために、どうしても押さえておかねばならない点を聞かれ、以下のように述べている。

「それ(民俗芸能)は大体今日まで残っておりますのは、先ほども申しましたように、代々専念されてきておりますので、それを変更しないということがその法改正ということで――信仰にまつわるものですね、それもただ芸能なら芸能だけということでなしに、その芸能をはぐくんできたその周囲の状況もあわせて指定したいという強い希望を持っております。つまり、それが憲法に触れるんじゃないかという心配があって、これまで指定ということにまではならなかったのですけれども、できれば、先ほどお話ししましたように、大事な部分が欠けてしまいますし、それに、こうした祭りということがいわゆる宗教ということとは違うのじゃないかということ、その点を十分に御研究いただきたい、こういうことなんです。信仰と宗教の違いということなんですが、結局は宗教活動にまでいかないもの、つまり習俗に類するもの、もっとも、いまでも信仰、習俗という祭礼行事ということが保護の対象に上がっているのですけれども、ただ記録だけということになっておりまして、滅びやすいものは記録だけでなしに、やはり現物もそのまま残していくように、そういう方向にひとつ法の改正をお願いできたらということを希望いたしております。」[衆議院事務局1975:14]

本田は民俗芸能の芸能的要素以外の部分である信仰の部分を、政教分離の観点から宗教と認定されないよう注意を払い、「芸能をはぐくんできたその周囲の状況」を宗教活動まではいかないもの、習俗とする事で、政教分離の網の目をすり抜けながら、信仰的要素を含めた登録を目指している。本田は小委員会にてこの「信仰」を他にも「宗教活動とは全く無関係の日本の大規模な習俗である」「むしろ古風なままに行われるところに価値がありますもの」「人々の誇り」「重要な部分は、衣食住が時代と共に変

化するようには変化いたしませんし、少なくとも変化させない方が望ましい」「アニミズムとかあるいはシャーマニズム」「日本の情緒を助け、国民生活を励まし、生活の一つの折り目をもなす」「国の宝」などに言い換え [衆議院事務局 1975; 5]、その宗教性を否定しながら、一方でその形を維持できるように保存するよう主張する。本田の主張は、生活文化=民俗資料とは異なるものの、その生活文化と非常に近い存在であり、時に生活の折り目ともなる「習俗」として民俗芸能の信仰的要素を指摘するが、具体的な両者の違いを提示できたとは言い難く、明確に生活文化とも、宗教活動とも違う民俗芸能の信仰的要素を提示することは出来なかった。

またこの小委員会の本田の発言には、本田の文化財行政官としての立場と、研究者としての立場の二面性が見て取れる。本田はこの小委員会において、民俗芸能を、芸能としての要素だけでなく、それを取り巻く状況、信仰的側面と共に保護してほしいと述べているが、それは上記の佐陀神能を神能だけでなく、御座替神事という信仰的側面と共に理解しようという態度と被るように見える。だがこの態度は、上述の「文化財行政と本田安次」の項でも触れた本田の民俗よりも芸能を重視するという態度と矛盾する。本田の芸能を重視する立場は、本田が強く関与した全国民俗芸能大会を企画する立場、つまり文化財行政官という立場によると思われるが、本田の小委員会での発言は、佐陀神能の現地調査時の本田の立場と通底する研究者としての立場に基づいてなされたものと思われる。

本田は小委員会において民俗芸能の保存の在り方の一つとして、地方の伝承価値の高い芸能を、中央の舞踊家達に体得させ、崩れているところを繕いながら研究資料としたいと述べ、国立の民族舞踊研究所の設立を主張している[衆議院事務局1975; 5]。この見方は文化財行政官として、民俗芸能を、地域社会から抜き出し日本民族の舞踊に位置付け直そうとする動きであり、大切なものは芸能としての「形」であり、「民俗」的側面は顧みられない。しかしその発言の直後に、今度は民俗芸能を、その背後の信仰、習俗と共に保存するよう主張する。本田は文化財行政官として全国の芸能を俯瞰的に捉え、評価し、価値づけるという、民俗芸能の「芸能」の要素を重視する立場と、一研究者として民俗芸能を芸能が育まれた「民俗」から捉えるという、相反する立場に分裂しそれぞれの立場から活動を行っていたが、この小委員会では、両立場が複雑に絡み合うことで矛盾を抱えることになる。

本田が参考人として呼ばれた小委員会は昭和50(1975)年3月4日であり、文化財保護法の改正案が国会を通過する昭和50(1975)年6月18日の約4か月前にあたる。文化財行政の中心人物として法改正に関わっていた本田の発言はどういう経緯で生み出されたのか。

4.3 民俗文化財研究協議会と文化財保護法改正

昭和40年代の文化財保護法改正に向けての動きに関しては菊地暁が詳細に報告しているが [菊地 2001],特に昭和46(1971)年1月1日に発足した民俗文化財研究協議会の動きを無視することは出来ない。それは信仰儀礼の無形文化財指定を目指す動きであった。

昭和43(1968)年6月15日,文化財保護委員会と文部省文化局を統合し文化庁が発足する。わが国の 伝統的な文化財の保護に万全を期するとともに、芸術文化の振興のために、積極的施策を講ずることと なる組織の誕生である。

翌年,昭和44(1969)年9月第1回「全国文化財保護研究協議会」が開催された。同会議において、信仰儀礼に芸能的要素が見られる場合、要素ごとに無形文化財として扱うのではなく、信仰儀礼全体を無形文化財として扱えないか、つまり信仰儀礼の無形文化財指定の為の保護法の改正について話し合われ

た。昭和46(1971)年1月1日に発足した民俗文化財研究協議会発足には全国の民俗学者,文化財関係者と共に神社関係者が連なっており、神社本庁との密接な繋がりを持っている。伝統的な信仰儀礼、民俗行事、民俗芸能などを文化財として積極的に保護する方策について研究協議する事を目的とし、信仰儀礼や行事の文化財指定制度導入に関して積極的に活動を行った。文化庁としては憲法第20条(信教の自由)および第89条(公の財産の支出又は利用の制限)に抵触するのではないかとして、これらの動きは退けられたが、これは①指定を政教分離に違反している、もしくは国家神道運動と誤解される事を恐れた文化庁と、②全国の民俗学者、文化財関係者を巻き込み法改正を目指した神社関係者が主導する民俗文化財研究協議会の対立とまとめることができる。

その後神社本庁側は、宗教的意義と文化的意義を、①宗教的意義を有する仏像等が文化財に指定されているが、それは宗教的意義ではなく文化的意義を認めたため、②民俗芸能の無形文化財指定という規定に対し、民俗芸能も祭礼行事と同様に、信仰から発生した宗教的活動である、③宗教団体の設立した教育施設に国からの補助が行われているが、これは宗教的意義ではなく、教育的意義から行われているとまとめ、これらの観点から文化的価値を有し、その保存と伝承をはかる事が必要と考えられる行事に関しては、宗教的色彩があっても指定保護が憲法違反に当たるものではないと主張する。これを菊地は「一方では宗教的意義の不問を通じた文化的意義の強調、また一方では「信仰から発生」という宗教的起源を媒介とした平等化の要請、この矛盾するかのように思える二つの論拠が、信仰儀礼・行事の文化財指定という課題に向けて民文協=神社本庁が動員したレトリック」[菊地2001; 49] と述べているが、時代背景として、昭和40年代は国家神道を事実上復活させようとする自民党、神社界、日本遺族会などの動きと共に、高度経済成長に対し神道界として対応する必要があり、その延長線上に民俗文化財研究協議会の活動があった。

この運動に民俗芸能研究者も関与し、本田や郡司正勝などが民俗文化財研究協議会の会報に寄稿している。例えば本田や郡司らによる文部大臣の要望書として「信仰儀礼は歴史的に観て民俗芸能のみならず広く伝統文化全般の母体であるということも出来るのでありますから、その文化的重要性を深く認識し、国の文化財として指定できるよう、速やかに現行法の改正を断行されたく、ここに要望する次第であります」[民俗文化財研究協議会1973]、「民俗芸能がそうであるように、信仰儀礼ないし行事でも、すぐれた古い様式を固定化して保存することが望ましいのであって、日常生活の様式を固定化しようとするのと混同されては困るのであります」[民俗文化財研究協議会1974] などの意見が載せられている。昭和40年代の民俗文化財研究協議会による信仰儀礼、行事を無形文化財として指定させようとする働きかけは、神社本庁を主導で行われながら、本田や郡司など民俗芸能研究者を巻き込みながら進められた。上述の国会衆議院議員文教委員会文化財保護に関する小委員会における本田の発言もこの流れに乗ってなされたものであった。

当時この民俗文化財研究協議会の中心として活動していた人物が、文化財保護法における民俗資料の保護に文化庁審議委員として中核的に関与した祝宮静であった。祝は明治38(1905)年に京都下賀茂神社の社家の長男に生まれ、国学院大学にて日本法制史を学んだ。昭和8(1933)年には渋沢敬三のアチックと関わりを持ち始め民俗学に対する素地や人脈を形成することになる。祝の学問的業績は神社経済史、古代法制史、民俗学研究に大別されるが、終始一貫して神社の正しい姿を求め、神社と神社に繋がる民衆の歴史を明らかにする事であった[祝宮静博士古稀記念著作集刊行会幹事1976; 1]。菊地は祝の神道観を、人々の日常生活の指針であり、さまざまな歴史的変化を孕みつつも古代から現代に至るまで

「まつり」という行為によって日本人の信仰生活を持続させた「一本の筋」と評する[菊地2001; 29]。 この祝が民俗文化財研究協議会の代表世話人として,研究会や陳情活動,会報誌の編集など法改正に向 けて積極的に活動した。しかし一方で祝は文化財審議委員という経歴から,法改正運動の前面には立た ず,表面化しない範囲で活動していた[菊地2001; 65]。

俵木悟は民俗文化財研究協議会における本田達から出された要望書の文面「現行の文化財保護法が、枝葉に当る民俗芸能を指定しながら、根幹たる信仰儀礼を指定しないということは明らかに矛盾であります」を提示し、民俗芸能を枝葉とする表現は本田が民俗芸能に対する表現には見えないと指摘し、民俗文化財研究協議会グループの主導のもとこの要望が出されたのではないかと述べている [俵木2003;53]。この民俗文化財研究協議会グループの中核は祝であり、祝自身はその立場から表立った活動ができなかった以上、当時文化財保護審議会専門委員を務め、文化財行政の中核として活動していた本田をスポークスマンとしてグループの考えを代弁させていた可能性もある。山路が、本田は民俗を抜かした芸能の部分にも美しさを感じていたと語っていたように、文化財行政官としての本田は、民俗よりも芸能を重視し、その評価を通じて民俗芸能の文化財保護に関わっていた。その本田の立場からは、上記の小委員会における一連の本田の発言は矛盾を感じる。ただし、本田が佐陀神能の調査で見せた御座替神事と佐陀神能を共に捉えようとする態度、神事と芸能を結び付けてようとする態度は小委員会の発言と一致する以上、安易に民俗文化財研究協議会グループの主導のもと本田の発言がなされたということは出来ない。

4.4 法改正の影響

昭和50(1975)年6月18日,文化財保護法の改正案が国会を通過し、無形文化財と無形の民俗資料部門に分かれていた民俗芸能を民俗資料側に統合する形で民俗文化財が新設され、そこに信仰儀礼、行事を含めた無形民俗文化財指定制度が確立された。

それでは法改正を実現させたことで、神社本庁の意図した信仰儀礼、行事の無形民俗文化財指定は実現したのであろうか。

菊地はこの改正を、法改正はなされたものの、神社庁の期待する信仰儀礼への指定に伴う正しい信仰の興隆は目立った結果を残せず、むしろ指定に伴うマスメディアからの注目による観光化、商業化による脱信仰化を進めることになったと評し、民俗文化財は神社庁の期待を離れさまざまな立場の期待が交錯する「文化をめぐる闘争の場」へ変化したと述べている[菊地2001; 58]。菊地と同じようにこの法改正を分析した大島暁雄は、「無形民俗文化財の指定制度は実現したものの、現実的には神社関係者が要望した信仰習俗の指定は実現しなかったし、民俗芸能は民俗文化財の中に一元的に位置づけられたものの、行政組織としては相変わらず無形文化財の枠内にあって、記録選択の考え方などにも無形文化財の影響から抜けきれずにいるなどの問題が残った」[大島2007; 96] とまとめている。

ここで再度、「無形文化財」と「無形の民俗資料」の性格を見てみると、「無形文化財」は美的、芸術的な価値を認められ保護されるものであり、「無形の民俗資料」は、国民の生活に根付いたもので、その性質から変化する事が当然であると考えられ、それゆえ記録作成が望ましいとされていた。ここで問題となるのが民俗芸能のカテゴリーである。菊地は古典芸能は「無形文化財」、それ以外は「無形の民俗資料」というように「「民俗芸能」というカテゴリーは、無形文化財と無形の民俗資料という二つの部門に帰属し得るものとなり、どちらに帰属するかによって保護の内容が異なるということになった」

[菊地2001; 35] と述べている。なぜこのカテゴリー分けが不明瞭になるのか。それは民俗芸能には「無形文化財」として保存される芸術的な要素である「芸能」の部分と、「無形の民俗資料」に分類される信仰心などの「民俗」的部分の双方が含まれているからである。この「民俗」としての部分が薄れ芸術的に昇華したものがいわゆる「古典芸能」と呼ばれるものである。

上記の理解のもと昭和50(1975)年の改正を改めて見直してみる。民俗芸能に含まれていた信仰心という「無形の民俗資料」的側面が、保存という形で固定され、また本体である民俗芸能自体も無形民俗文化財の名前のもとに保存という形で固定される。結果として民俗芸能は改正以前に保持していた変化を許容する「無形の民俗資料」的側面を奪われ、記録保存から芸能自体の保存へとシフトする事になる。

また民俗芸能自体が民俗資料側に移行された事で民俗芸能に対する価値認識も変わってくる。俵木は「無形民俗文化財の指定基準を見ると、民俗芸能については(一)芸能の発生又は成立を示すもの、(二)芸能の変遷の過程を示すもの、(三)地域的特色を示すもの、となっており、大きく(一)(二)の歴史的基準と(三)の地域的基準に分けられる。」と整理し、「現在でも多くの民俗芸能が(二)の歴史的基準によって指定・選択されている」と述べる。結果として「個々の民俗芸能は、それ自体のもつ独自の価値、つまり各々の歴史性や芸術性によってではなく、全体としての日本芸能史の理解のために、その芸能史というコンテクストの上に位置付けられることによってはじめて価値が見出される」[俵木2003; 56]のである。もともと「無形の民俗資料」の側面として存在していた信仰心など心の部分が抜け落ち、また菊池が述べていたようなマスメディアによる観光化や、脱信仰化、そして俵木の指摘する独自の価値観の喪失により、民俗芸能が持つ個性や行う意味が失われつつある。

4.5 なぜ神事は保護をされなかったのか

文化財保護法の昭和50年の改正により、名目上は芸能を支えている信仰的要素と芸能を含めた無形 民俗文化財として指定保護を可能とする体制は成立した。しかし成立したにも関わらず、なぜその「神 事」と「芸能」を合わせた形での保護は実現しなかったのか。

結論を先に述べるならば、①昭和50年代という時代背景の影響、②指定制度に影響力を持つ研究者の「芸能」重視の姿勢の2点に原因がある。

まず時代背景についてである。文化財保護法は昭和50 (1975) 年の改正後, 国レベルでの文化財指定制度が拡充されると共に, 都道府県レベルにも国レベルの文化財指定システムに倣った文化財保護審議会が設置され, 各都道府県が独自に文化財の保護, 活用が認められることとなった。[中村2013; 82]。これにより県指定や市指定といった文化財が増加することとなるが, 同時に市町村レベル, 都道府県レベル, 国レベルといった指定の階層化を生じさせた。国指定というブランドを頂点とする文化財のヒエラルキーが生じることで, 指定の有無が民俗芸能の価値を如実に表すようになった。著者が調査を行った岡山県の備中神楽は, 国指定重要無形民俗文化財の指定に伴い, 観光化の進展や後継者の増加が確認されている [川野2011]。また法改正が行われた昭和50年代前後は, 「地方の時代(≒脱・中央集権)」「文化の時代(≒脱・経済大国)」という新たな方向性の提唱 [中村2007; 14] など, 高度経済成長期に切り捨てられた地方文化を, 逆に「国民の共有財」として活用しようとする動きが見られ始める時代であった。それは文化財がそれまでの「保存」される存在から, 地域資源として「活用」される存在へと転換を始める時代でもあった。平成4(1992)年9月のおまつり法の制定は, その転換を強烈に

印象付ける出来事であり、この保存から活用へという転換期の中で民俗芸能は、観光化の進展に伴い、本来ならば共に保護される「民俗」から切り離され、その「芸能」としての要素が各地のイベントに出演し注目されるようになる。このイベントには文化庁による民俗芸能大会も含まれている。

文化庁による民俗芸能大会は大正14(1925)年日本青年館の開場記念として開催された「郷土舞踊と 民謡の会」に端を発し、戦争による中断の後、昭和25(1950)年文部省の主導による「全国郷土芸能大 会 | として復活、翌年の第2回大会からは文化財保護委員会による出演芸能の記録化もスタートし、現 在は「全国民俗芸能大会」として開催されている。また昭和34(1959)年からは九州、関東、北海道・ 東北、近畿・北陸の各ブロックで、昭和35(1960)年には中国・四国ブロックを追加して、現在は全国5 ブロックによるブロック別民俗芸能大会が各ブロック内都道府県の持ち回りによって毎年開催されてい る。文化庁が刊行している『月刊文化財』540号には「民俗芸能の公開について一ブロック別民俗芸能 大会50回を記念して― | と題して特集が組まれており、文化庁としてこれまで開催されてきたブロッ ク別民俗芸能大会を振り返っているが、これらの民俗芸能大会の目的は「当該ブロック内に遺存する民 俗芸能のうち価値の高いものを広く公開」する事で、「民俗芸能に対する一般の理解と認識を深めると ともに、民俗芸能関係者に対して、公開される民俗芸能を中心として、現地研究の機会をつくり、もっ て都道府県における民俗芸能の指定、選択その他民俗芸能の保護事業を推進すること」であった「斎藤 2008; 16]。文化財保護法の昭和29(1954)年と、昭和50(1975)年の2度にわたる改正の間にスタートして いるブロック別芸能大会において、当初民俗芸能は「無形の民俗資料」と「無形文化財」の両者に属し うる存在であったが、当時は芸能の持つ所作、音楽が注目され、芸能史的価値を示す手段の一つとして 舞台に上げられた。昭和50(1975)年の改正は、芸能の背後に存在する民俗的要素との関わりも重要視 することになったが、「ただ無形民俗文化財としての民俗芸能の重要性は、芸能の変遷過程や地域的特 色を示す点にあるとされる。民俗芸能は舞台公開においても芸能の変遷過程や地域的特色を発揮するこ とができ、文化財としての重要性を示すことになると考えられる | 「斎藤 2008: 19〕との見方から、変 わらずに舞台に上げられることになる。しかし結局舞台上で表現したいことは、昭和50(1975)年改正 以降も、舞台上での公演を通じ、他の芸能との比較から芸能史的な芸能の変遷過程を描き出そうとする もので、それは上記において俵木が指摘した、個々の民俗芸能の独自の価値観を取り去り、芸能史とい うコンテクストに埋め込むという動きであった。

これらの動きに対し、民俗芸能研究者から問題視する声は聞かれなかったのか。

昭和59(1984)年の民俗芸能学会の設立時、また設立後10周年にあたる平成6(1994)年に学会誌である『民俗芸能研究』において、学会設立前後の研究動向が紹介されている。三隈治雄による設立記念公演「民俗芸能研究の歴史と現状と展望」は、大正15(1925)年の「民俗芸術の会」設立や、昭和27(1952)年の「民俗芸能の会」設立など、戦前から戦後にかけての民俗芸能研究の学史をまとめたものであるが、最後に今後の研究展望として、芸能史的研究、能、歌舞伎など舞台芸術の母体を民俗芸能に求める研究、民俗芸能の美を映し出す写真芸術家の活動、民俗音楽の研究、芸態論、歌謡、民謡論、祭儀と芸能論、門付、大道の芸能を紹介すると共に、文化財行政による報告書の充実、専用施設での民俗芸能公開など、行政の活動も民俗芸能研究の一翼を担うものとして評価している[三隈1985;16-20]。ここには文化財行政の活動を肯定的に捉え、問題点を指摘する記述は見られない。

続いて設立10周年の平成6(1994)年、『民俗芸能研究』第20号には「民俗芸能研究の現在と過去」として特集が組まれ、山路興造が研究動向を整理している。山路によると、それまでの民俗芸能研究の動

向は大きく3つに分けられ、それは①民俗芸能の「芸態」研究、②民俗芸能の「芸能史的」研究、③民俗芸能の「民俗学的」研究であった。これまでの研究は民俗芸能の何に注目するかによる違いはあるが、総じて目指しているものは民俗芸能の祖形、あるいはその祖形からの変容の過程を探求するという芸能史的観点に基づいたものであった。文化財に関係するものとしては平成5(1993)年の『民俗芸能研究』第17号の「おまつり法」シンポジウムに言及しているが、こちらはこれからの民俗芸能研究が取り組んでいかなければならない問題と述べるにとどまっている「山路1994: 26]。

山路は触れてはいないが、民俗芸能研究にとっての大きな転機が、橋本裕之など若手研究者を中心にした民俗芸能研究の会/第一民俗芸能研究にとっての大きな転機が、橋本裕之など若手研究者を中心にした民俗芸能研究の会/第一民俗芸能学会による、民俗芸能研究そのものに対する批判的検討であろう。その成果である論文集『課題としての民俗芸能研究』は平成5(1993)年に刊行された。また舞台で民俗芸能を上演する民俗芸能大会に対する検証は平成2(1990)年の『民俗芸能研究』第12号でなされている。平成元年前後にようやく民俗芸能研究に対する再検証の動きが生じ始め、本稿でも問題とした文化財行政に関する政治性に関しては、才津が平成8(1996)年に「「民俗文化財」創出のディスクール」としてまとめた事により本格的に研究がなされるようになった。

簡単に民俗芸能学会設立, また平成元年前後の研究動向を紹介したが, ここで注目したい事は, 平成に入り民俗芸能研究に対する再検証の動きが生じる以前は, 山路の研究動向にある芸能史的な研究が主流であり, 民俗芸能研究の会/第一民俗芸能学会によって行われたような民俗芸能研究自体を再検討する研究はほとんど行われなかったという事だ。また文化財保護法が昭和50(1975)年に改正されてからの約20年, 保護法の改正自体を問い直す動きも見られなかった。文化財行政は再検証を欠く中, 芸能史的なコンテクストに各地の民俗芸能を位置付けるように国や都道府県レベルでの文化財指定を行い, 民俗芸能大会の舞台に民俗芸能を乗せ続けたのである。

最後に昭和50(1975)年の文化財保護法改正において証言に立った本田安次であるが、改正の翌年、昭和51(1976)年に教鞭を取っていた早稲田大学教育学部の定年退職を迎えている。その最終公演において以下の談話を残している。

「祭は、芸能の言は、母体でもある。しかし、芸能研究には、民俗学的な立場の外に、舞踊学、演劇学、芸能学の立場があることも忘れてはいけない。古い芸能が今日まで久しい伝統を保って行はれてきてゐるのは、信仰のお蔭にもよるが、一に、芸能そのもの、魅力によってゐると思ふのである」[本田1976]

最終的に、本田にとって民俗芸能は、信仰によって支えられてきた点を認めつつも、芸能そのものを一番重視していた。その姿勢はその後も変わる事はなく、民俗芸能学会設立10周年の特集に「民俗芸能研究事始めから現在まで」と題して民俗芸能研究の学史を振り返っているが、民俗芸能研究の今後に関して「芸能は文化の大きな分野を占めているものであることを深く認識しなければならない。これまで九学会が実施してきたような諸学との精緻な共同研究も甚だ望ましい。…これは最も大切な事であるが一究極は、人間性の奥深いところのものを、芸能の面から探求するということになろう」[本田1994、7]と述べ、ここでも民俗芸能の「芸能」としての側面を強調し、芸能自体の探求を推奨している。

本田は昭和61(1986)年まで文化財保護審議会の委員を務めたが [民俗芸能学会編集委員会編2009; 2-3]. その間も、上記の観点から民俗芸能における「芸能」の保護に関与を続け、また学会としてもそ

の動向に対して、批判の声を上げることもなかった。結果として名目上は「神事」と「芸能」が共に保護される環境が整ったにもかかわらず、芸能史的に意味を持つ「芸能」のみが保護される現状が生み出されたのである。

5. 文化財保護法と無形文化財遺産条約の歪な関係

最後に、無形文化遺産条約に国内の無形文化財、無形民俗文化財制度をそのまま応用した現在の文化財行政の問題点を指摘しておきたい。無形文化遺産保護条約の成立過程において、無形の文化に関する調査がユネスコ内で開始された際、当時はまだ「無形文化遺産」ではなく、「フォークロア」が用いられていたこと、この「フォークロア」に代わり「無形文化遺産」の言葉が登場するのは平成12(2001)年3月、イタリアで開かれた専門家会議であり、以後は「無形文化遺産(intangible cultural heritage)」という言葉が用いられ、平成14(2003)年10月第32回ユネスコ総会にて「無形文化遺産保護条約」として採択された事は上述した。この「フォークロア」と「無形文化遺産」という用語を巡る争いに関しては岩本がまとめているが[岩本2013; 29-30]、ここで「フォークロア」に代わり「無形文化遺産」という言葉が用いられたことに対し、岩本は大きな問題が潜んでいると指摘している。

平成元(1989)年の勧告における「フォークロア」の定義は「文化的共同体の伝統を基礎とする創作の 総体であり、団体又は個人により表現され、その基準及び価値は、口述、模倣又はその他の方法により 伝承される | であり、「その独自性を表現する団体(家族的、職業的、国民的、地域的、宗教的、民族 的等)によりかつ、その団体のために保護されなければならない」ものである[岩本2013;37]。一方、 後の無形文化遺産保護条約に見られる「無形文化遺産」の定義は「慣習、描写、表現、知識及び技術並 びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によっては個 人が自己の文化遺産の一部として認めるものをいう。この無形文化遺産は、世代から世代へと伝承さ れ、社会及び集団が自己の環境、自然との相互作用及び歴史に対応して絶えず再現し、かつ、当該社会 及び集団に同一性及び継続性の認識を与えることにより、文化の多様性及び人類の創造性に対する尊重 を助長するもの」[岩本2013: 37]である。岩本は両者の定義を比較し,「無形文化遺産」は,「当該社 会及び集団に同一性及び継続性の認識を与える」といったように特定の社会や集団に規定され、また伝 承される方法も「世代から世代へと伝承」といった世代的な伝達に限定されている点を指摘する。これ は特定の集団に領域を設定し、その集団内でのみ世代間の伝承がなされるといった見方であり、この見 方では地域外部からの文化伝達、伝播といった視点は排除される。この「無形文化遺産」という言葉を 強く推し進めたのはアメリカのスミソニアン研究所であったが、この定義が成立するのはいわゆる未開 社会のミクロコスモスでしかあり得ないとし、「高度な文明社会の文化を対象化し、民族や国境を越え て容易に伝播、移転していく点に、フォークロアの特性をみる、アメリカ以外の現代民俗学の基本認識 からすれば、この条約はあまりに閉鎖的かつ属地主義的で、特に東アジアにおいては、この定義が全く 現実に合致しない事は最初から予想された | 「岩本2013:39〕と痛烈に批判している。

一方,その無形文化遺産保護条約に応用された国内の無形文化財,無形民俗文化財制度を見直してみると,無形文化財保護条約に見られるような領域の制限はなく,「我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの」(有形文化財,無形文化財)「我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの」(民俗文化財)といった,歴史,芸術,生活の推移というポイントから指定を行っている。民俗芸能もその芸能史的観点から選択され,無形民俗文化財として指定を受けてきた。そしてその芸能史の観

点には領域を超えて伝播していく事も織り込まれている。本稿で紹介した佐陀神能も、その正否は別として、本田の芸能史において出雲流神楽の源流に位置付けられた事が、文化財指定の要因となっている。

この伝播することを織り込んだ無形民俗文化財を,無形文化遺産保護条約に適応させると何が起こるのか。国内の文化財保護法においては,例えば本田の民俗芸能の分類において同一カテゴリーに属する物であっても,その伝播の過程という芸能史的な観点から重要性が認められれば指定の対象となるが,無形文化遺産保護条約は地域を超えた伝播は認めない為に,芸能史的にオリジンと見なされる民俗芸能のみが代表一覧表に記載される。本田の分類で見るならばすでに早池峰神楽と佐陀神能が記載されている以上,獅子神楽と出雲流神楽に関しては記載がなされない事になる。またユネスコへの提案候補も無形民俗文化財の指定順で機械的に行う為に,例えば荒神神楽の記載が認められたとしても,その提案順は指定順が備中神楽,比婆荒神神楽の順番である以上,同じ昭和54(1979)年に国指定重要無形民俗文化財に指定されていても備中神楽のみが選択を受け,比婆荒神神楽は提案されないという状況にもなりかねるのである®。つまり現状の無形文化遺産保護条約では,国内の約300件の無形民俗文化財の大半が,一部のオリジンと見なされる無形民俗文化財以外代表一覧表に記載されることはない。

無形文化遺産保護条約に国内の無形文化財,無形民俗文化財を目録として代表一覧表への推薦に充てる方針は平成19(2007)12月の文化審議会特別委員会において決まり、日本からの第1回提案候補が決定した平成20(2008)年7月の文化財分科会にて、この提案に際しての以下の考えが明らかにされた。

「我が国は、既に、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づき、国として、重要性の高い無形文化遺産に関しては、重要無形文化財、重要無形民俗文化財又は選定保存技術として指定・選定し、保護措置を講じている。一方、「代表一覧表」の作成目的(無形文化遺産の一層の認知及びその重要性についての意識の向上の確保並びに文化の多様性を尊重する対話の奨励)に照らし、かつ、手続的にも、運用指示書においては、政府間委員会の下に設置される補助組織(委員国で構成される)によって提案候補と記載基準との適合に係る検討が行われることとされており、専門機関による価値の評価は行われないことから、「代表一覧表」に記載される無形文化遺産はあくまで代表例である。以上のことから、「代表一覧表」への記載の有無は、我が国の無形文化遺産の価値に何ら影響を及ぼすものではない。」[宮田2010; 4]

ここではこの代表一覧表への記載があくまで代表例であり、記載の有無が文化遺産の価値に何ら影響を及ぼさないと述べているが、筆者は疑問を感じざるを得ない。

確かに文化財行政側の意向としては、この記載はあくまでも代表例として提示する事に過ぎず、それゆえに記載の有無が文化財自体の持つ価値観に影響を及ぼすことはないと考えているのであろう。また提案順を機械的に無形民俗文化財に指定された順番にした事も、提案に余計な意味付けをすることなく、無形文化遺産条約の代表一覧表記載が実現するように配慮したのであろう。文化財行政の側に立つと、この無形文化遺産代表一覧表への記載によるトラブルを避けようとする配慮を見て取ることができる。

しかしいくら文化財行政の側で様々な配慮を行ったとしても、例えば「無形文化遺産代表一覧表への 記載」という制度について、どこまで研究者や文化財行政側の人間以外にその内容が正確に伝わってい るのか。筆者は佐陀神能を現地調査した際に、見守る観客からしばしば「世界遺産へ登録された佐陀神 能」という声を聞いた。また佐太神社境内前には代表一覧表への記載を祝して幕がくくられていたが、 その文面は「祝 佐陀神能ユネスコ無形文化遺産決定」であった。

平成25(2013)年6月26日に富士山が世界文化遺産に登録され、注目を集めているが、この富士山の登録は世界遺産条約で、佐陀神能が無形文化遺産代表一覧表の記載という異なるユネスコの文化遺産制度のもとに成立している事を、またユネスコの名前を冠している世界遺産制度と無形文化遺産制度の違い、代表一覧表への記載と登録の違いなどを専門の知識を持たない者がどこまで理解しているのであろうか。文化財分科会の「あくまで代表例」「価値に何ら影響を及ぼすものではない」という見方は、専門知識を持つ者には妥当な見方かもしれないが、民俗芸能を目にする一般の観客にもその見方が周知されていると考えることは楽観的すぎると思われる。

専門知識を持つ者にとってはあくまで代表例の一つであるが、一般の観客の目には、それは「世界遺産」として映るのである。機械的に提案案件として選び出された民俗芸能が、突然「世界遺産」となる事は、文化財行政側が思っているより大きな影響を与えかねない。幸い本事例で取り上げた佐陀神能に関しては、まだ「世界遺産」となってから2年と日も浅く、大きな影響は表れていないが、今後も動向を追う必要があるだろう。

おわりに

本稿は、昭和25(1950)年に制定され昭和50(1975)年に改正された文化財保護法、平成14(2003)年に制定されたユネスコ無形文化遺産保護条約という今日民俗芸能を取り囲む2つの文化財行政政策の成立過程を追求し、ユネスコ無形文化遺産条約にも影響を及ぼしている昭和50(1975)年の文化財保護法の改正が、民俗芸能を取り巻く課題を引き起こした一つの要因となった様を分析した。文化財保護法制定から改正までの歴史は、民俗芸能に関して考えると、民俗芸能を「無形文化財」と「無形の民俗資料」の中にいかに定位するのか模索する歴史と読み取ることができるだろう。その中で民俗芸能は、民俗文化財研究協議会や神社本庁による政治的な動きに翻弄されることになる。

著者は文化財保護法や無形文化遺産制度を否定したいわけではない。佐陀神能の事例のように、無形文化遺産代表一覧表への記載が地元の注目を集め、祭りが活性化するのではないか、また地元の関心が高まれば、若い世代の継承者が増加するのではないかと言う声も聞こえてくる。文化財行政による民俗芸能の指定は、当該民俗芸能に注目を集めさせ、活性化させる効果がある。それは今日、維持すること、後継者の獲得に苦心している民俗芸能にとっては、事態を好転させる一つの転機となり得る。また佐陀神能の場合、無形文化遺産に記載後の2012年から、御座替祭の写真撮影を全面的に禁止しているが、これは記載により文化財の保護という観点からなされたもので、禁止以前に見られた舞殿を取り囲むようにして写真撮影する観客を排除し、神事のスムーズな進行を可能にしている。これなどは無形文化遺産への記載が一つの契機として実現できたものであろう。

しかし一方で、今日の文化財行政は観光化、イベント化によって民俗芸能の関係者が予期せぬ変化に 直面する可能性も存在している。今日、民俗芸能はその当事者や地元だけでなく、観光客やメディアの 視線にさらされ、常に何らかの評価をされる状態にある。また観光資源として各種イベントに出演する ことで、それまで経験したことのない舞台で上演をしたり、他地域の芸能と比較をされ、また地元では 経験できない観客のリアクションにさらされる。その中でいかに自分たちを見失なわずにいられるか。 佐太神社の宮司が「若い人には『指定という意識』を持ってもらいたい。なぜ佐陀神能が指定をされた のかという意味を考えてほしい。…観客を意識するようになってしまい,神事ではなく芸能になってしまうようでは,指定を返上した方が良いという事を若い人たちに言ったことがある。」と話してくれたが,今後は「指定を受ける」「指定をする」事の意味、その「民俗芸能をやる」「民俗芸能をしてもらう」事の意味を,文化財行政に関わるものは当事者と共に考える必要があるだろう。そして今後はその結果として.指定を返上するという結論に至る事も地域の戦略として見られるようになるのかもしれない。

民俗芸能学会が平成6(1994)年に行ったシンポジウム「民俗芸能とおまつり法」では、会場から、おまつり法の主体が誰になるのか、伝承者を通り越して国と業者が金儲けをする仕組みではないかという指摘があった [民俗芸能学会1993; 93]。おまつり法は地域の伝承を支援することを目的とせず、イベントを実施することを援助する法制度であるために、伝承者ではなくイベントを企画する者のみが援助をもらえるという構図に対する意見であったが、法制度が誰を主体とするのかを問う鋭い指摘である。無形文化遺産条約も同様である。岩本は無形文化遺産条約が「ローカルな文化をナショナル・ブランド化し、観光資源とするための、グローバルな権威付けのシステムとして機能しているとしたなら、その現実は無形文化の「保護」という名の「開発」と呼ぶ方が似つかわしい」[岩本2013; 4]と述べるが、この無形文化遺産条約が誰を主体とするものなのかを改めて問い直す必要がある。また文化財保護法が昭和50(1975)年の改正に際して、信仰的側面も含む形で無形民俗文化財指定制度を導入したが、実態として信仰儀礼の指定や、信仰的側面を含む形で民俗芸能が指定される事がほとんどなかったように[菊地2001; 58]、法の理念と運用される実態との間には乖離が見られる以上、今後は文化財制度の成立過程や理念といった理論の追求ではなく、文化財制度が適応されている現場の実践に、より追求の限を向けるべきであろう。

註

- 1) しかし実際の指定、選択の状況を見ると、無形文化財として指定された民俗芸能はほぼ皆無であり、昭和45 (1970)年から法改正がなされる昭和50(1975)年の間にようやく年30件のペースで「記録作成等の措置を講ずべき無形の文化財」として選択がなされた。才津は昭和29(1954)年から昭和45(1970)年まで指定や選択の空白期間が生じたのは、民俗芸能という名称が定着し民俗芸能研究が確立されたのが昭和30年代である事や、民俗芸能の概念規定の曖昧さという民俗芸能研究自体の抱えていた問題に起因すると述べる[才津1996;52]。しかし俵木は昭和32(1957)年7月4日の全国文化財行政担当者会議に向けて文化財保護委員会事務局無形文化課によって制作された『都道府県における民俗芸能指定等の参考草案』を提示し、都道府県レベルにおいて民俗芸能を無形文化財として指定、選択を行うことを推奨し、将来的に国がそれら一覧から選択を行い、重要無形文化財としての指定を目指す動きが存在していたことを紹介している[俵木2003,2013]。
- 2) 昭和46(1971)年1月1日に発足した民俗文化財研究協議会は、事務所を渋谷区東四丁目の国民精神研修館(現在は青少年研修会館)に置き「伝統的な信仰儀礼・民俗行事・民俗芸能などを文化財として積極的に保護する方策につき研究協議すること」[民俗文化財研究協議会1971]を目的として信仰儀礼・行事の文化財指定制度に向けて活動する団体。設立に向けての会員は全国の民俗学者、文化財関係者、神社関係者70名あまり。事務所を国民精神研修会館に設置していた事など神社本庁と密接な関係を持っていた。菊池は神社本庁が文化財保護法の改正の為に、神社関係者のみならず民俗学者や文化財関係者を組織して結成したのが本団体であったと述べている[菊地2001;45-47]
- 3) 「世界遺産条約への批准を機に、文化的景観を経て、特に無形遺産条約で弾みがついて広がっていく一連の動きと、2000年代初頭から日本各地に運動を加速化させていった世界遺産登録熱ともいうべき時代的風潮(世相)を、私たちは、ひとまず「世界遺産時代」と呼ぶ」「岩本2013:3]
- 4) なおユネスコではこの文化遺産の対象の拡大のために、平成3(1992)年に自然遺産と文化遺産の「混合遺産」としての「文化的景観」概念が導入されている。この時は世界遺産条約を修正せずに、条約の弾力的な運用で対

処している。

- 5) 宮田繁幸はユネスコの抱える課題に対し「委員会においては、件数制限の明文化が阻止されたのであるが、その後の展開は予断を許さない。おそらく事務局は、委員会決議の第2回検討における「優先順位」の考え方を拡大解釈して、複数提案国、とりわけ第1回に多くの記載案件を持つ第4グループ(アジア・太平洋地域)に対し、実質的件数制限を求めてくることが考えられる。その際論拠となるのは、事務処理能力というよりむしろ、代表一覧表における地域的アンバランスの是正という主張であろう。…こうした状況の基本的な原因は、既に国家レベルで無形文化遺産の保護施策を実施し、国内目録が整備されている国が東アジアに集中しているという事にある。つまりこの是正のためには、無形文化遺産保護で先行している国の提案を制限することではなく、提案のための体制やリソースの足りない国々に対し、積極的な援助を行い、少ない地域の提案件数を増やしていくことが王道である。もちろん先行する国々も、そのアドバンテージにおごることなく、他地域への一定の配慮は必要であるが、それを極端な件数制限として課すのは、本来多様な人類の無形文化遺産の可視性を促進するという代表一覧表の目的からして、問題ではないだろうか。」[宮田2010; 10] と述べている。
- 6) 佐太神社の名称は文書資料を見ると統一されておらず、『出雲国風土記』(天平5(733)年)に佐太御子社、『延喜式』には佐陀神社と記述されており、また神社造営関係の棟札には「佐田神社」(貞亨4(1687)年)、「佐陀大社」(享保11(1726)年)、「佐太御子社」(安永2(1773)年)、「佐陀社」(文化4(1807)年)、「佐陀大社」(嘉永2(1849)年)、佐太神社(明治25(1892)年)(昭和17(1942)年)とあり、現在の佐太神社という名称に改名されたのは明治40(1907)年であったという。「和田1998: 317]
- 7) 平成25(2013)年の御座替祭の時点で、佐太神社の宮内は85戸であり、祭りを続けるために現在は鹿島町から神社の神主など人を借りているという。祭りを支えているのは、宮内の氏子と、地域を問わず佐太神社を支える者から組織される佐太神社崇敬会である。現在祭りを支えている崇敬会の役員は65歳前後が中心となっており、定年退職後、地元の祭りを手伝い始めたというものもいる。
- 8) 筆者は平成23(2011)年に広島県庄原市東城町竹森の荒神神楽を見学した際, 地元の人が同じ広島の壬生の花田 植の代表一覧表記載を受け, 比婆荒神神楽もユネスコ登録を目指そうという話を耳にした。しかし現状では上 述したように厳しいだろう。

参考文献

朝山芳留 1998「佐太神社の祭祀について」鹿島町立歴史民俗資料館『重要文化財 佐陀神能—佐太神社の総合的 研究—』報光社.

石塚尊俊 1979『西日本諸神楽の研究』慶友社.

伊藤純 2011「本田安次の民族芸能観とその課題」『民俗芸能研究』51.

岩本通弥編 2007『ふるさと資源化と民俗学』吉川弘文館.

───── 2013『世界遺産時代の民俗学─グローバル・スタンダードの受容をめぐる日韓比較』風響社.

大島暁雄 2007 『無形民俗文化財の保護―無形文化遺産保護条約にむけて―』岩田書院.

勝部月子 2009 『出雲神楽の世界―神事舞の形成―』慶友社.

川野裕一朗 2011「高度経済成長による備中神楽の変遷―神楽会計帳の分析から―」、『人間と社会の探究 慶應義 塾大学大学院社会学研究科紀要』70.

2013「次世代への神楽の伝承―備中子ども神楽と芸北神楽高校神楽部の事例から―」『人間と社会の探究 慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要』75号。

菊地暁 2001『柳田国男と民俗学の近代―奥能登のアエノコトの二十世紀』吉川弘文館。

才津祐美子 1996「「民俗文化財」創出のディスクール」『待兼山論叢』30.

----- 1997「そして民俗芸能は文化財になった」『たいころじい』15.

斎藤裕嗣 2008「総論 無形民俗文化財(民俗芸能)の公開―ブロック別民俗芸能大会を中心に―」文化庁『月刊 文化財』540.

佐藤直子 2007「無形文化遺産に関するユネスコの取り組みを振り返って」植木行宣監修『民俗文化財 保護行政 の現場から』岩田書院.

衆議院事務局 1975「第75回国会衆議院文教委員会議録 文教委員会文化財保護に関する小委員会議禄 第三号」 『第75国会衆議院委員会議録』大蔵省印刷局. 中村淳 2007「文化という名の下に一日本の地域社会に課せられた二つの課題」岩本通弥編『ふるさと資源化と民 俗学』吉川弘文館.

2013「日本における文化財保護法の展開|岩本通弥編『世界遺産時代の民俗学―グローバル・スタン ダードの受容をめぐる日韓比較』 風響社.

七海ゆみ子 2012『無形文化遺産とは何か―ユネスコの無形文化遺産を新たな視点で解説する本』彩流社.

橋本裕之 1996「保存と観光のはざまで―民俗芸能の現在」山下晋司編『観光人類学』新曜社.

祝宮静博士古稀記念著作集刊行会幹事1976 「刊行の辞」祝宮静『神道・神社・生活の歴史』祝宮静博士古稀記念著 作集刊行会.

俵木悟2003 「文化財としての民俗芸能―その経緯と課題―」『芸能史研究』160.

── 「あのとき君は〈無形文化財〉だったー文化財としての民俗芸能の昭和三○~四○年代」岩本通弥編『世 界遺産時代の民俗学―グローバル・スタンダードの受容をめぐる日韓比較』風響社.

古田陽久、古田真美 2012『世界無形文化遺産データ・ブック-2012年版』シンクタンクせとうち総合研究機構、

本田安次 1960『図録日本の民俗芸能』朝日新聞社.

1976「民俗芸能研究の課題」『演劇研究』8. ------ 1993a『本田安次著作集 日本の伝統芸能 第一巻 神楽 I』錦正社.

----- 1994「民俗芸能研究事始めから現在まで」『民俗芸能研究』20.

1993b『本田安次著作集 日本の伝統芸能 第二巻 神楽Ⅱ』錦正社.

松浦晃一郎2004『ユネスコ事務局長奮闘記』講談社.

2008『世界遺産 ユネスコ事務局長は訴える』講談社。

----- 2011「講演 人類の文化遺産をいかに守るか|安江則子編『世界遺産学への招待』法律文化社.

松江市立鹿島歴史民俗資料館 2012『ユネスコ無形文化遺産・国指定重要無形民俗文化財 佐陀神能』

松尾恒一 1993「本田安次の方法と思想」民俗芸能研究の会/第一民俗芸能学会編『課題としての民俗芸能研究』 ひつじ書房.

三隅治雄 1985「民俗芸能研究の歴史と現状と展望|『民俗芸能研究』1.

宮田繁幸 2010「実施段階に入った無形文化遺産保護条約」『無形文化遺産研究報告』4.

民俗芸能学会編集委員会編 1990「研究ノート―民俗芸能の舞台上演をめぐって―」『民俗芸能研究』12.

1993「シンポジウム「民俗芸能とおまつり法」」『民俗芸能研究』17.

2009「シンポジウム「本田安次―人と学問―」『民俗芸能研究』47.

民俗芸能研究の会/第一民俗芸能学会 1993『課題としての民俗芸能研究』ひつじ書房。

民俗文化財研究協議会 1971「民俗文化財研究協議会趣意書」『民俗文化財研究協議会会報』1.

1973「要望書」『民俗文化財研究協議会会報』4.

1974「民俗文化財研究協議会の声明」『民俗文化財研究協議会会報』5.

山路興造 1994「民俗芸能研究の諸動向」『民俗芸能研究』20.

和田嘉宥 1998「佐太神社の本殿形式と配置構成に関する考察|鹿島町立歴史民俗資料館『重要文化財 佐陀神能 ―佐太神社の総合的研究―』報光社.

佐太神社公式 HP http://sadajinjva.jp/ (2014/01/31)